令和３年御嵩町議会第１回定例会会議録

１．招集年月日　　令和３年３月３日

２．招集の場所　　御嵩町役場議会議場

３．開　　会　　令和３年３月３日　午前９時　議長宣告

４．会議に付された件名

議案第７号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第８号　令和３年度御嵩町一般会計予算について

議案第９号　令和３年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第 10 号　令和３年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 11 号　令和３年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第 12 号　令和３年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第 13 号　令和３年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について

議案第 15 号　令和２年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

議案第 16 号　令和２年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

議案第 17 号　令和２年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

議案第 18 号　御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号　御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号　御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号　権利の放棄及び和解について

議案第 22 号　町道の路線認定について

議案第 23 号　工事請負契約の変更について

議案第 24 号　工事請負契約の変更について

議案第 25 号　町有財産（土地）の処分について

請願第１号　日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書

議事日程第１号

令和３年３月３日（水曜日）　　午前９時　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

（１）会期

（２）会期及び審議の予定表

日程第３　町長の施政方針の発表

日程第４　諸般の報告

議長報告　２件

（１）例月現金出納検査の結果について（報告）（令和２年 11 月分から令和３年１月分まで）

（２）令和２年御嵩町議会第４回定例会会議録の調製について

日程第５　議案の上程及び提案理由の説明　19 件

議案第７号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第８号　令和３年度御嵩町一般会計予算について

議案第９号　令和３年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第 10 号　令和３年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 11 号　令和３年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第 12 号　令和３年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第 13 号　令和３年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について

議案第 15 号　令和２年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

議案第 16 号　令和２年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

議案第 17 号　令和２年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

議案第 18 号　御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号　御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号　御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号　権利の放棄及び和解について

議案第 22 号　町道の路線認定について

議案第 23 号　工事請負契約の変更について

議案第 24 号　工事請負契約の変更について

議案第 25 号　町有財産（土地）の処分について

日程第６　議案の審議及び採決　８件

議案第７号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について

議案第 15 号　令和２年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

議案第 16 号　令和２年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

議案第 17 号　令和２年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

議案第 21 号　権利の放棄及び和解について

議案第 23 号　工事請負契約の変更について

議案第 24 号　工事請負契約の変更について

日程第７　請願の委員会付託　１件

請願第１号　日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書

出 席 議 員　（１０名）

議長　高　山　由　行	１番　清　水　亮　太	２番　福　井　俊　雄
３番　奥　村　　悟	６番　伏　屋　光　幸	７番　安　藤　雅　子
８番　山　田　儀　雄	10 番　大　沢　まり子	11 番　岡　本　隆　子
12 番　谷　口　鈴　男		

欠 席 議 員　（１名）

５番　安　藤　信　治

欠　　員　（１名）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	髙木俊朗	総務部長	須田和男
民生部長	加藤暢彦	建設部長	伊左次一郎
企画調整担当参事	中井雄一郎	教育参事兼学校教育課長	山田　徹
総務防災課長	各務元規	企画課長	山田敏寛
環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長	渡辺一直	亜炭鉱廃坑対策室長	筒井幹次
税務課長	金子文仁	住民環境課長	石原昭治
保険長寿課長	大久保嘉博	福祉課長	小木曽昌文
農林課長	髙木雅春	上下水道課長	鍵谷和宏
建設課長	早川　均	会計管理者	可児英治
生涯学習課長	古川　孝		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中村治彦	議会事務局書記	大脇敬之

午前９時 00 分　開会

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名で、定足数に達しています。

したがって、令和３年御嵩町議会第１回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第１項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いします。

なお、安藤信治議員は本定例会に欠席する旨の提出がありましたので、報告します。

企画課秘書広報係より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、６番　伏屋光幸君、７番　安藤雅子さんの２名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る１月 29 日の議会運営委員会において、本日より３月 19 日までの 17 日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より３月 19 日までの 17 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

町長の施政方針の発表

議長（高山由行君）

日程第３、町長の施政方針の発表を行います。

町長　渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

緊急事態宣言が岐阜県は解除されましたので、というわけではありませんけれど、アクリル板もありますので、今日の施政方針についてはマスクを外させてやらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

御嵩町議会第１回定例会の開会に当たり、町が進むべき方向性や諸課題など、施政方針を述べさせていただきます。

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災から間もなく 10 年が経過します。マグニチュード 9.0、日本観測史上最大規模のこの地震は、巨大津波とそれによる東京電力福島第１原発の事故という未曽有の複合災害となり、多くの命、暮らし、営みを奪いました。改めて被災された多くの皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。被災地の方々の御努力とＮＰＯ、ボランティア、企業、教育機関等を含む様々な方の御尽力により復興・復旧は着実に進んでいるとの知らせもあるものの、いまだ日常を取り戻すに至っておりません。そのような状況の中、先日、２月 13 日には福島県沖を震源とする最大震度６強の地震が発生しました。気象庁からは、しばらくの間は同程度の強い地震が発生する可能性があるとの発表もあり、不安な思いや御不便な生活を余儀なくされている方々も多いことと思います。全ての方々に一日も早く平穏な生活を取り戻すことを心よりお祈りしております。

今でも東日本大震災の惨状は頭の中にくっきりと描き出されます。東日本大震災の教訓を決して忘れず、最大クラスとも想定される南海トラフ巨大地震に対する、でき得る限りの備えを整えていく所存であります。新庁舎等整備事業や亜炭鉱跡対策事業を代表とした各事業を鋭意進めてまいりますので、御理解、御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、年末年始を中心に感染リスクの高い飲食関連のクラスターが多発し、全国的に新規感染者が急増したことを受け、国は１月７日に東京をはじめとする１都３県に、１月 13 日には岐阜県を含む２府５県に２度目の緊急事態宣言を発出しました。本町は、近隣地区でクラスターが度々発生する等厳しい条件の中、人口 10 万人当たりの感染者数も低く抑えることができています。これも町民の皆様の行動自粛の積み重ねのたまものであり、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

全国的にも新規感染者は減少傾向にあり、岐阜県の緊急事態宣言は解除となりましたが、この減少傾向をより確かなものとするため、これまでの対策の継続、徹底が必要な状況であります。さらに、春頃からの開始が想定されるワクチン接種が鎮静化のきっかけとなることを期待

し、あと少し我慢の日々を送っていただきますようよろしくお願いいたします。

現在、本町ではワクチン接種の準備を鋭意進めています。接種を希望される町民の皆様に少しでも円滑に接種いただけるよう、必要であれば御嵩町役場全員態勢で臨む所存です。新型コロナウイルス感染症との闘いは長期戦となっていますが、一丸となって乗り越えていきましょう。よろしくお願いいたします。

先日、ＮＨＫ・ＢＳプレミアム「解体キングダム　築400年の古刹を解体せよ」で願興寺が特集されました。文化財のエキスパートと熟練の宮大工による解体の経過や新たな発見などが紹介されたもので、大変感銘を受けるとともに、願興寺が本町の宝であることを再認識いたしました。今後も国の重要文化財であり、本町の宝でもある願興寺を後世へと保存できるよう修理事業を推進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和３年度予算について述べさせていただきます。

一般会計の予算額は80億2,800万円で、前年度と比較して24.8％の減。また、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算額は141億9,865万円で、前年度と比較して16.1％の減となりました。

一般会計は、南海トラフ巨大地震に備えるための２大事業のうち新庁舎等整備事業の事業費が増加した一方、亜炭鉱跡対策事業は、令和２年度までの事業が一旦終了することにより予算額が大きく減少した要因となっていますが、国の３次補正により、新たに令和３年度から対策事業費を計上しています。

次に、一般会計予算の主な特徴を中心に説明申し上げます。

歳入につきましては、町税が新型コロナウイルス感染症の影響等により、町民税法人分、固定資産税の減が見込まれることから、約6,000万円の減額の24億4,379万6,000円としています。また、譲与税及び交付金は、町税同様にコロナの影響等により、地方消費税交付金及びゴルフ場利用税交付金について合わせて9,700万円の減額を見込んだほか、今回設定された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を3,000万円見込み、全体で約6,500万円の減額、５億4,510万円を見込んでいます。

諸収入では、亜炭鉱跡対策事業助成金に６億5,536万6,000円を計上したほか、町債につきましては、新庁舎整備事業に交付税算入率の高い緊急防災・減災事業債など４億8,780万円のほか、臨時財政対策債４億1,000万円など地方債の総額で９億6,130万円を計上しています。

続きまして、歳出予算について説明申し上げます。

新庁舎等整備事業として、新庁舎及び町民ホールの実施設計委託料や木材調達事業のほか、基盤造成工事費や農業水利施設整備事業費など、本格的に動き出すための予算として総額で７億7,745万2,000円を計上したほか、亜炭鉱跡対策事業費として６億5,536万6,000円などを

計上しています。

また、暮らしの安全性を向上させるため、井尻川改修工事費と関連費用を合わせ 3,427 万 1,000 円を計上したほか、土砂災害警戒区域が追加指定されることに伴い、土砂災害ハザードマップ作成事業として 546 万円を計上しております。さらに、伏見小学校の大規模改造工事実施設計事業に 2,738 万円を計上したほか、国史跡中山道景観整備事業に 686 万 5,000 円を計上しております。

令和３年度当初予算は、巨大地震等に備えた２大事業の推進と、防災・減災をはじめそれぞれの分野ごとにめり張りをつけた予算の下、着実に事業を執行してまいります。

冒頭でも述べさせていただきましたが、東北地方を中心に震度６強を記録する地震が発生しました。住宅被害や崖崩れなどがあったにもかかわらず、東日本のような人命被害につながる津波が起きなかったことに安堵しております。

そもそも新庁舎等整備事業は、熊本地震において耐震化した庁舎が損壊したことを受け、災害対策本部機能を維持できるようにするため、いつ起こるか分からない南海トラフ巨大地震に備えることを目的に着手したものです。コロナ禍にあって、新庁舎建設を延期する自治体もありますが、本町としては有事に備える必要があることから、現在は農地転用申請及び開発許可申請に向け、関係機関との協議を重ね、建設基盤詳細設計に並行し、新庁舎基本設計及び実施設計、情報設備設計などを鋭意進めているところであります。

安全・安心な防災の拠点とするには、この建設予定地の地下にも少なからず亜炭鉱による空洞があると推測しており、国の３次補正予算の後継事業自治体に採択されれば、優先的な対応を検討してまいりたいと思います。この地下空洞充填工事が新庁舎の全体スケジュールに大きく影響を与える可能性も否めませんが、令和３年度は引き続き新庁舎等の実施設計を進め、町有林から木造建築に必要な木材の調達、災害時に復旧・復興の活動拠点となる基盤造成、アクセス道路の整備、農業水利施設整備事業など本格的に庁舎整備事業が動き出す予算として７億 7,745 万 2,000 円を計上しております。議会の皆様、また町民の皆様、御理解のほどよろしくお願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業は、いよいよこの３月末で事業期間が終了します。措置された基金全額を有効に活用するため、これまで何度も事業区域を拡大し、その都度、臨時会の開催等で御協力をいただきながら進めてまいりました。その結果、今定例会で提出させていただく工事請負契約の変更に関する議案２件をもって、全ての工事が完了することとなり、総額約 75 億円の基金についても、余すことなく全額を有効に活用することができる見通しとなりました。これから、県・国に対し完了報告書の手続を行っていくことになりますが、本町として大きな目標の一つを達成することができ、安堵しているところであります。

一方で、本町内にはいまだ多くの亜炭鉱廃坑が残されており、この対策をここで終わらせるわけにはいきません。本年１月末、国の令和２年度第３次補正予算が成立し、この中で南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業が新たに創設され、現在、岐阜県と本町では補助対象自治体の採択に向け、全力で取り組んでおります。この３月末には補助対象自治体が選定されると聞いておりますので、本町が補助対象自治体に採択された場合には、早急に事業着手ができるよう、初年度に必要となる委託料など経費を計上しました。引き続き、亜炭鉱廃坑対策に全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

令和３年２月 17 日、日本で最初に新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりました。国は接種順位を決めており、まずは医療従事者への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者への接種とし、その後にそれ以外の方へと、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種ができるように進めています。

本町でも町内の病院やクリニックの先生方に協力をお願いしつつ、接種体制の構築を進めているところです。令和３年４月以降から始まる高齢者への接種は、桃井病院に超低温冷凍庫を設置し、個別接種を行い、併せてワクチンを町内のクリニックに配付して、それぞれで個別接種を行う予定です。また、保健センターでは、通常の検診や診査、相談業務などと日程調整を行いながら平日や土曜日に集団接種を実施する予定です。さらに５月以降、保健センターにも超低温冷凍庫を追加設置し、町全体でワクチン接種体制の増強を図っていく予定です。

令和３年２月 22 日、まず 65 歳以上の全ての高齢者の方に接種事前調査の案内を郵送しました。これにより接種意向の有無、希望される接種会場、基礎疾患の有無などを回答いただき、接種会場の割当てや日程を組む予定であります。その後、３月中旬頃に無料で受けていただくための接種券と予約方法など案内通知を発送する予定であります。接種券がお手元に届いた後、予約をしていただき、町内の病院やクリニック、保健センターのいずれかでワクチン接種を受けていただきます。予約は、スマートフォンなどネットや電話で行っていただく予定です。また、保健センターで接種される方で移動に支援が必要な方には交通手段も用意します。接種がいつ始まるのか、副反応はどうなのか、基礎疾患などがあり接種可能なのかなど、町民の多くの方が関心をお持ちかと思います。国や県は相談窓口やコールセンターを開設して対応していますが、本町でも予約や問合せに対応するためにコールセンターを外部機関に委託し、併せて保健センターでも保健師などが相談窓口にあたり、少しでも不安や疑問を解消していただくよう対応してまいります。

先日、保健センターで職員による模擬接種訓練を行い、課題の洗い出しを行いました。今後も引き続き行っていくとともに、国や県の指示の下、町民の皆様に接種をしっかりと受けていただく体制を整えてまいりますのでよろしくお願いいたします。

近年では、世界的に猛暑や豪雨など地球温暖化が原因と見られる異常気象による災害が増加しており、本町においてもその災害の当事者となった平成 22 年７月 15 日、また平成 23 年９月 20 日の豪雨災害については忘れることができない記憶として残っています。

政府では、菅首相が令和２年 10 月 26 日の所信表明演説において、2050 年に国内の温室効果ガス排出を全体として、実質ゼロにすると宣言されたことは記憶に新しいところです。本町では、環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた取組を実践している中、内閣府の有識者の皆様から高い評価がされている取組の柱の一つである森林経営信託方式により持続可能な森林経営モデルの推進を実施しています。着実に温室効果ガス吸収量は増加しており、ほかの取組においても温室効果ガスを削減する事業を展開しているところであります。

そこで、家庭部門における温室効果ガスの削減を強化し、非常時における家庭のエネルギーの自立性を向上するため、太陽光発電システム、燃料電池システム導入補助金に加えて、町民等が導入する蓄電池システム導入補助金を新たに追加しました。

地球温暖化対策は、こうした災害から生命や財産、社会インフラ、自然や生態系を守るために不可欠となる対策で、住民、事業所、行政の三者が連携し、強い意思を持って取り組んでいくことが大切です。本町の環境モデル都市行動計画は、継続性と実現性、そして低いコストで展開されており、先駆的ＳＤＧｓであり、今後も地球温暖化対策を着実に進めてまいります。

名鉄広見線につきましては、名鉄広見線活性化協議会の活性化事業を中心に、皆様の御理解、御協力により、運行継続に取り組んでおります。名鉄広見線開通 100 周年記念事業では、メイン事業として制作した記念映画「時の足おと」は、名鉄広見線に対する皆様の思いの籠もった作品となったと感じております。映画製作に係るアドバイザーや有志、協賛企業、クラウドファンディング支援者などの方々に心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。一般の方向けには、コロナ禍で十分な上映会を提供できておりませんでしたが、この３月 30 日午後６時 25 分から岐阜放送でテレビ放送する運びとなりました。どうぞ楽しみにお待ちください。

さて、御嵩町、可児市及び八百津町並びに名古屋鉄道株式会社は、新可児駅から御嵩駅間の継続運営に関する協定を締結していることは御存じのとおりであります。これまで３年ごとに協定を締結しており、今回の期間は令和３年度までとなっており、よって、令和４年度以降は現時点では運行継続が確約できていないということでもあります。今年度のアンケート調査では「運行継続は必要」とする割合が 73％であり、多くの方が運行継続を望んでいらっしゃる現状を再認識しました。ここ数年、下げ止まりの傾向を示し、底を打った状況にあったと思っており、交通弱者である高齢者、高校生には必須の公共交通となっておりました。また、観光で訪れる利用者も緩やかな増加、安定した利用傾向を示しておりました。しかしながら、コロ

ナウイルスの影響で鉄道事業者も厳しい局面を迎えているところであると察しますし、全国的な公共交通機関の利用者減少に例外なく、新可児駅から御嵩駅間の利用者数も減少している状況であります。これまで以上に協定締結に向けた協議が厳しいものとなるのではないかと危惧しております。しかし、アフターコロナを見据えた今後を考えただけでも、必要不可欠な社会インフラですので、令和４年度以降も運行継続できるよう懸命に努めてまいります。皆様におかれましてもより一層御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

先日、１年にわたり楽しませてくれた大河ドラマ「麒麟がくる」の放送が２月７日に最終回を迎えました。史上最大の下克上と語り継がれる本能寺の変が描かれ、光秀や信長の名ぜりふが登場しました。また、光秀と信長の悲しい友情のてんまつが涙を誘い、今話題を呼んでいるのが本能寺の変から３年後、ラスト数分間の展開でした。その内容には様々な感想が寄せられていると聞いております。

本町では、大河ドラマ「麒麟がくる」の放映に合わせ御嶽宿わいわい館にて、可児才蔵武功伝承館事業を開催し、明智光秀ゆかりの地を巡る歴史ファンの方をはじめとする来訪者の誘客に取り組みました。コロナ禍の中ではありますが、引き続き可児才蔵や願興寺など、歴史観光資源にスポットを当てた観光動画配信事業を実施するため、新年度予算に計上しました。コロナ終息後における来訪の契機づくりを促進し、その先を見据えた観光事業の磨き上げを行います。また、東美濃地域や中山道宿場町など広域連携を積極的に展開し、歴史や伝統文化など地域の資源を生かし、魅力ある観光づくり、観光交流人口の拡大を図ってまいります。

令和３年度から始める新庁舎の木材調達について御報告させていただきます。

現在計画を進めている新庁舎は、町有林の木をふんだんに活用した木造庁舎を計画しています。新庁舎建設は、施工者決定前に木材を本町が調達し、施工者に支給する材工分離発注により行うことを考えています。材工分離発注のメリットには、木材調達に必要な期間を確保できること、製材所の作業を一時的に集中させないなど、加工スケジュールの工夫がしやすいことが挙げられます。

木造新庁舎を建設するために原木材積量を建物の延べ床面積から試算すると、約 4,000 立米となりますので、木材調達は設計に基づき必要な数量を把握しつつ、３回程度に分けて行う予定です。令和３年度当初予算では、3,000 立米の木材を調達する費用を計上し、今後、基本設計完了後に木材調達の内容を変更しながら対応していきます。

現在、森林経営信託の整備方法では利用間伐をしておりますが、これだけの材積の原木を調達するために収穫時期を迎えた木を１区間まとめて伐採する皆伐（全伐）や、現在の利用間伐により、木材調達を進めてまいります。持続可能な循環型の森林づくりのため、切捨て間伐をせず、植えて、育てて、切り出して、利用するサイクルを長期的に持続し、効率的に二酸化炭

素を吸収するための森林維持管理には、木を使うことが重要であることから、庁舎の木造化を契機に森林の整備をさらに推進してまいります。また、皆伐をする山については、植林イベントを町民参加で実施すべく考えていきたいと思っています。

道路や橋梁など、住民の生活に欠かすことのできない身近なインフラについては、引き続き整備や長寿命化対策を行うため、令和３年度は井尻川や平芝川の護岸補修工事をはじめ、道路法で定められた橋梁点検を実施し、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

また、土砂災害防止法に基づき、岐阜県による基礎調査を経て、令和３年度より新たに土砂災害警戒区域として 67 か所が追加指定される予定です。追加指定を受け、危険となる箇所や避難場所などを地図上に示す土砂災害ハザードマップを作成することにより、危険な状態を町民の皆様にお知らせをし、ふだんからの備えや自主的な避難を促し、防災・減災はもとより、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

下水道事業においては、新庁舎等整備関連事業として庁舎等用地西側の下水道幹線管渠の非開削補強工事を実施し、水道事業で実施する関連事業とともに新庁舎等整備計画に整合した上下水道管渠整備を進めてまいります。また、北切地区において、生活環境の改善と公共用水域の水質浄化を目指し、下水道事業計画に基づく下水道整備を進め、浄化槽整備の普及とともに汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

水道事業においては、重要給水施設配水管整備工事などの改良事業を経営戦略の基本として進め、安定した水道水の供給に努めてまいります。

学校教育では、一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるような人づくりを進めてまいります。

ＧＩＧＡスクール構想として整備を進めてきましたＩＣＴの活用に関しては、児童・生徒１人１台タブレット端末を活用した授業を展開していくため、教職員による研修や授業実践を支援し、学習者の発達段階や状況に応じた指導の個別化と学習の個性化を図る個別最適な学びを進めるとともに、新生活様式に対応したオンライン授業の実用化を図っていきます。

一方で、子供たちの学習が孤立した学びとならないように、対面的な授業も大切にして、探究的な学習や体験を通じた集団活動を進め、知・徳・体を一体に育む協働的な学びを推進します。地域と学校がパートナーとなって、地域の人やものと触れ合う、地域学校協働活動に努めるとともに、郷土の文化や歴史等の様々な事象に関する学習活動を通じて、本町への誇りと愛着を育むふるさと教育を進めてまいります。また、グローバルなコミュニケーション能力の素地を養うための英語・外国語教育や環境モデル都市のまちとして森林自然や交通環境を学ぶ環境教育にも、引き続き重点的に力を注いでいきます。

教育環境の整備につきましては、懸案となっております伏見小学校大規模改造に向けた実施設計の作成を継続して進め、今後は工事実施に向けた着実な事業進展に努めるとともに、各学校の施設管理に関してもトイレ洋式化や必要な修繕維持事業を進めてまいります。教育委員会の果たす役割は極めて重要であると認識しており、教育委員会と教育行政の方向性を共有し連携して、より優れた教育行政の実施に当たるべきだと考えています。令和２年度に策定しました 21 世紀御嵩町教育・夢プラン第４次改訂版の具現に向け、教育委員会とのさらなる連携により、質の高い教育を実現し、子供たちが笑顔いっぱいになるよう努めてまいります。

平成 29 年度よりスタートした重要文化財願興寺本堂修理事業は、現在４年目を迎えようとしており、本堂の解体作業は令和３年１月末で無事完了しました。

本堂修理事業の開始に当たっては、事業主である願興寺が檀家をほとんど持たない寺ということもあり、資金不足が心配されましたが、保存会を中心に多くの皆様のお力添えをいただき、必要資金のめどを立てることができました。この場をお借りしまして、保存会の皆様、御厚志をいただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

現在の本堂が再建された 430 年前には、地域の人々が願興寺本堂を何とか再建しようと、板１枚、柱１本を持ち寄って建立したと伝えられていますが、この平成・令和時代にも、重要文化財願興寺本堂の再建をするため、町民の皆様はもとより町外の方々からも厚い支援をいただき、未来へとつないでいくことができるめどが立ってまいりました。また、地域の人々が願興寺本堂をこれまで大切に守ってきた様子をうかがい知ることができるものも、この解体工事中に発見されました。

そして令和３年度からは、いよいよ本堂の組立てが始まります。組立て作業は、この後、令和８年度まで継続していく見込みでありますが、引き続き町民の皆さんをはじめ多くの方々が本町の誇る貴重な文化財である願興寺を守っていくことに御理解をいただきながら、これからも本事業への御協力をよろしくお願いいたします。

コロナ禍の中、１年延期となっておりました第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会ねんりんピック岐阜 2021 が本年 10 月 30 日から 11 月２日まで開催される予定です。

本町では、10 月 31 日、南山公園にてディスクゴルフ大会が開催される予定です。福祉医療、スポーツ、観光関係者で構成する実行委員会も、本年開催に向けて仕切り直しをしております。本大会は、全国より多くの参加者が集うことから、「コロナと共に」を考慮しながら、引き続き本町の特産物販売や健康づくり教室を通して、参加者との親睦を深めながら、本町に親しみを持っていただき、安心・安全な祭典として開催したいと思っています。

最後に、令和２年度一般会計補正予算関連について、少し触れさせていただきます。

今回の補正予算は、国の令和２年度予備費分及び第３次補正分による新型コロナウイルスワ

クチン接種事業などのほか、年度末の補正として、事業費の確定または決算見込みによる歳入歳出予算の増減が主なものとなっております。

まず、歳入についてですが、新型コロナウイルスの影響により、町税全体で 4,390 万 9,000 円を減額する一方、国庫支出金は、ワクチン接種のための負担金、補助金などにより１億 5,125 万 2,000 円を増額しております。また、町債では、新型コロナウイルスの影響により減収が生じる税目について減収補填債を発行するなど全体で 7,030 万円を増額しています。

歳出につきましては、国の補正予算に対応するため新型コロナウイルスワクチン接種体制確保分及び対策分、合わせて１億 1,416 万 2,000 円を増額するほか、新庁舎周辺の道路新設改良工事費を 8,000 万円追加しています。これらの事業はいずれも令和３年度に繰越しを行うもので、ほかの事業と合わせて 13 件の繰越明許費、８件の地方債の補正を行い、補正予算の総額としましては、歳入歳出ともに 7,082 万 4,000 円の増額となっております。

本日御提案いたしますのは、人事案件１件、令和３年度一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算６件、令和２年度一般会計及び特別会計に関する補正予算４件、条例関係が３件、その他の議決案件５件、都合 19 件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。長時間にわたり、ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ただいま発表のありました施政方針に対し、質問のある方は明日４日の午後５時までに通告書により事務局まで提出していただくようお願い申し上げます。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第４、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

例月現金出納検査の結果について、令和２年 11 月分から令和３年１月分までの報告の写しを配付しております。

また、令和２年御嵩町議会第４回定例会会議録の調製について、令和２年 12 月 11 日第４回定例会最終日の討論の中で指摘がありました安藤信治議員の発言については、議会運営委員会委員との協議を経て、議長、私が一部削除することに決定しましたので御報告を申し上げます。

以上の２件、議長報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時といたします。

午前９時 47 分　休憩

午前 10 時 00 分　再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第５、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第７号から議案第 25 号までの 19 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 19 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第７号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長　寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第７号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり１ページをお願いいたします。

人権擁護委員は御嵩町から５名の方が委嘱されておりますが、そのうち３名の方が令和３年６月 30 日をもって任期満了となります。

まず、再任を予定しております１名の方は鍵山博之さん、昭和 29 年２月 23 日生まれ、御嵩町小原 5856 番地１であります。

次に、新たに就任していただく方は、葛谷三千代さん、昭和 35 年９月 27 日生まれ、御嵩町御嵩 177 番地５、古木増美さん、昭和 32 年１月１日生まれ、御嵩町顔戸 903 番地１、以上２名の方であります。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和３年７月１日から３年間であります。

資料つづり１ページから３ページにわたり、推薦候補者の履歴書を掲載しております。お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

当初予算について行います。

議案第８号　令和３年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長　各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第８号　令和３年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の主要なものは町長の施政方針で、また主要な施策につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明をしており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明させていただきます。

それでは、予算書の青色ページをおめくりいただき、１ページをお願いいたします。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80 億 2,800 万円と定める規定をしています。各款項ごとの予算額につきましては、２ページから８ページの第１表　歳入歳出予算によりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第２条の継続費、第３条の債務負担行為、第４条の地方債につきましては、それぞれの表で説明させていただきます。

第５条では、一時借入金の最高額は８億円とすること、第６条では、地方自治法第 220 条第２項ただし書きの規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定しております。

それでは、９ページをお願いいたします。

第２表　継続費について説明申し上げます。

令和３年度におきましては、継続費として全体の事業費及び事業年度ごとの予算額を計上しております。事業名としましては、南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、事業費総額は 79 億 8,702 万 4,000 円、令和６年度までの４年間の年割額を表の右側のとおりとしております。

それでは、10 ページをお願いします。

第３表　債務負担行為について御説明申し上げます。

設定件数は４件、項目ごとに期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものであります。

固定資産評価業務は、令和６年度の評価替えに向けて土地の現況資料の全面的な見直しをする業務で、令和５年度までの限度額を 1,590 万 6,000 円としております。

新庁舎等建設基盤整備事業は、本格的に動き出す基盤整備工事で、令和５年度までの限度額を８億 9,200 万円としております。

可茂消防事務組合御嵩分署移転用地取得業務は、老朽化した御嵩分署の移転用地を令和４年度までに取得、造成するため、9,558 万 5,000 円を限度額としています。

次の給食センター調理等業務は、令和３年７月をもって現委託契約が終了するため、新たに令和６年度までの３年間の業務委託契約を締結するため、１億 5,090 万 7,000 円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

11 ページをお願いいたします。

第４表　地方債です。

令和３年度は全部で８件、合計では令和２年度より４億 5,740 万円多い９億 6,130 万円の借入れを予定しております。

防災拠点施設整備事業は、町民ホールの実施設計分に充てるため 5,860 万円。

庁舎整備事業は、新庁舎に係る実施設計及び木材調達業務に１億 1,640 万円。

農業水利施設整備事業は、新庁舎周辺の農業水利施設の設計、工事として１億 470 万円。

地方道路等整備事業は、上之郷町道三反田・切木線の擁壁補修と道路照明灯のＬＥＤ化に 550 万円。

庁舎等周辺道路等整備事業は、新庁舎エリアの造成、道路、排水路、バイパス交差点の改良事業として２億 810 万円。

河川改修事業は、井尻川と平芝川の改修事業に 3,750 万円。

伏見小学校大規模改造事業は、実施設計で 2,050 万円。

最後の臨時財政対策債は、４億 1,000 万円の借入限度額を計上しております。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13 ページからの歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類で説明いたしますので、先に予算書 114 ページをお開きください。

給与費明細書であります。

特別職のうち、長等・議員については、期末手当の改定による減額。その他の特別職においても国勢調査などの人数、報酬が大きく減っており、特別職全体では、合計欄のとおり 1,252 万円の減となっています。

一般職は次の 115 ページに掲載しておりますが、特別職同様、期末手当の改定による減のほか、人員配置、変更等により、前年度と比較すると 2,979 万 3,000 円の減額となっております。職員数欄の括弧書きの人数は、再任用職員と会計年度任用職員の計数を表しています。

下の表は職員手当の内訳、次ページは給与等の増減額の明細と給与等の状況、級別職員の構成、昇給や手当の内訳など、119 ページまで人件費の明細を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

120ページをお願いいたします。

継続費に関する調書となります。

第２表で御説明した継続費について、財源内訳や各年度の支出額、支出見込み額をお示しする調書となっております。今後、事業量の増減により年割額の変更を行う場合は、その都度補正予算として予算計上してまいります。

121ページは債務負担行為に関する調書です。

10件の債務負担事業について、令和３年度以降の支出予定額をお示ししております。

122ページをお願いします。

令和元年度から令和３年度までの地方債現在高見込みを表した調書になります。

令和３年度末の地方債の残高見込みは右下の合計欄60億9,933万6,000円で、令和２年度末と比較して４億6,514万円の増額となっています。

次に、令和３年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

附属書類のピンク色の表紙をめくっていただき、１ページをお願いいたします。

令和３年度会計別予算総括表であります。

そのうち一般会計の予算総額は、再度となりますが、80億2,800万円、前年度比較で26億4,600万円の減、率にして24.8％の減となりました。

また、表の一番下、全ての会計を合わせました合計を御覧いただきますと、予算の総額は141億9,865万円、前年度と比較しますと27億2,485万円の減、率にして16.1％の減となり、全体的には亜炭鉱跡防災対策事業費の減額が全体を引き下げています。

２ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較し増減額の大きなものを中心に説明をさせていただきます。

款 01 町税は、新型コロナウイルス感染症の影響等により町民税の個人分、法人分及び固定資産税の減収を見込み、前年度より6,073万5,000円減の24億4,379万6,000円。

款 06 法人事業税交付金は、市町村財政の安定化を図ることを目的に創設された交付金で、1,000万円の皆増。

款07地方消費税交付金、款08ゴルフ場利用税交付金ともコロナの影響により、地方消費税交付金は7,400万円減の３億2,000万円を、ゴルフ場利用税交付金は2,300万円減の7,000万円を見込んでおります。

款 10 地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の創設により、前年度比較2,700万円増の4,500万円。

款 11 地方交付税は、町税等の自主財源の減収に反比例する形で8,000万円の増額を見込み、

13億8,000万円を計上しております。

款 18 寄附金は、ふるさとみたけ応援寄附金の順調な伸びを見込み、3,000 万円増の 5,024 万円。

款 19 繰入金は、財政調整基金からの繰入額を前年度より約２億 3,760 万円ほど減額したことで、全体では前年度比較１億3,272万円減の１億6,639万6,000円の繰入れを予定しております。

款 21 諸収入は、令和２年度までの亜炭鉱跡防災対策事業助成金の減額により、全体で約 29 億2,150万円の８億9,452万1,000円となっています。

次の３ページが歳出比較表になります。

款 02 総務費は、新庁舎の実施設計や木材調達などの関連予算のほか、ふるさとみたけ基金積立金、誘致企業奨励金の増額により、前年度と比較して約１億40万円増の12億5,376万円。

３つ飛びまして、款 06 農林水産業費は、新庁舎等の周辺農業水利施設の設計及び工事費の皆増のほか、老朽化により決壊等の危険度の高いため池機能廃止工事の減などにより、約6,440万円増の２億6,330万円。

款 08 土木費は、新庁舎等建設に伴う基盤造成及びアクセス道路の整備工事費など皆増、土砂災害警戒区域が追加指定されることに伴うハザードマップ作成事業の計上などにより、土木費全体で約３億3,490万円増の11億5,752万5,000円。

款 09 消防費は、令和２年度までの亜炭鉱跡防災対策事業を皆減し、令和３年度からの南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の新規計上などにより、前年度と比較し約 32 億5,590万円減の９億8,402万7,000円で、一般会計全体の減額の要因となっています。

款 10 教育費は、伏見小学校大規模改造工事実施設計費や給食センターの食器消毒保管機の更新工事費を新規計上した一方、中公民館の空調設備改修事業終了による皆減などにより、約4,970万円減の７億7,788万2,000円としております。

４ページ、５ページをお願いいたします。

令和３年度予算を会計別に節単位でまとめたものをお示しする内訳表となっています。

６ページには、公営企業会計につきまして、一般会計、特別会計の節別に準じた形で分類し、お示ししております。

次の７ページは、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表であります。

ページをめくっていただき、８ページから 12 ページまでは一般会計の人件費の明細表であり、備考欄には報酬の内容が載せてあります。

13ページは、過去10年の当初予算の規模の推移表であります。

14ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表です。

次に、オレンジ色の表紙の資料は、事業別予算説明書であり、一般会計の支出予算科目ごとに、財源内訳、主な内容等を掲載しております。

黄色の表紙のものは主要施策の概要であり、各課、係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、３件の附属書類に関し大まかに説明をさせていただきましたが、いずれの書類も予算書の内容を補完する資料であります。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第８号　令和３年度御嵩町一般会計予算について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第９号　令和３年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第10 号　令和３年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 11 号　令和３年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上３件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長　大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第９号、議案第 10 号、議案第 11 号、３件続けて御説明をさせていただきます。

初めに、議案第９号　令和３年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

国民健康保険の事業では、国民健康保険被保険者の健康増進及び保険給付費の抑制のため、早期発見・早期治療を目的に特定健診受診率の向上など、また保健指導などを行っていきたいと思っております。

それでは、予算書の 123 ページを御覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,000 万円と定める規定をしております。

各款項ごとの予算額につきましては、124 ページから 126 ページの第１表　歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

127 ページ、128 ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ１億 1,500 万円の減となっております。

明細について説明させていただきますので、127 ページを御覧ください。

歳入です。

款 01 国民健康保険税では、３億 5,850 万 1,000 円、被保険者数の減少、コロナ禍による収入減少などにより、前年度に比べて 567 万円の減となっております。

款 03 県支出金は、主に保険給付費等交付金で、出産育児一時金、葬祭費を除いた保険給付費の全額が県から交付され、歳出の保険給付費の財源となっております。国庫負担金減額措置対策費補助金と合わせ 16 億 6,973 万 4,000 円となり、前年度より 1 億 1,089 万 4,000 円の減となっております。

款 05 繰入金は、保険税減税による保険基盤安定繰入金など 1 億 2,397 万 1,000 円となり、前年度より 386 万 3,000 円の増となっております。

款 06 繰越金は、前年度の決算を見込みまして 2,368 万 1,000 円、前年度より 233 万 7,000 円の減となっております。

続きまして、128 ページを御覧ください。

歳出です。

款 01 総務費は、事務費電算処理委託など 1,937 万 7,000 円、前年度より 40 万 8,000 円の増となっております。

款 02 保険給付費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など合計で 16 億 3,478 万 2,000 円、前年度より 1 億 1,042 万 5,000 円の減となっております。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので 4 億 7,665 万 2,000 円、前年度より 413 万 2,000 円の増となっております。

款 04 保健事業費は、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を図るため、特定健診保健指導を行います。また、疾病の予防、早期発見の鍵となる特定健康診査の受診率の向上に向けた受診勧奨なども行います。こちらに 2,926 万 8,000 円、前年度より 6 万円の減となっております。

予算書の 129 ページから 139 ページまでが明細となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類については、主要施策の概要つづり 42 ページから 43 ページまでが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 10 号　令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明させていただきます。

後期高齢者医療保険の運営につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合にて行っております。町といたしましては、後期高齢者被保険者の健康増進及び保険給付費の抑制のため、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやかロ腔健診などの受診率向上を目指していきたいと思っております。

それでは、予算書の 143 ページを御覧ください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,100 万円と定める規定をしており

ます。

各款項ごとの予算額につきましては、144 ページ、145 ページの第１表　歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

147 ページ、148 ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ 200 万円の増となっております。

明細について説明をさせていただきます。

147 ページを御覧ください。

歳入です。

款 01 保険料は１億 6,904 万円で、前年度より 110 万 1,000 円の減となっております。

款 03 後期高齢者医療広域連合支出金は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやかロ腔健診、訪問歯科健診の検診費に対する広域連合からの委託金として 699 万 2,000 円、前年度より 69 万 4,000 円の増となっております。

款 04 繰入金は、事務費、すこやか健診など保健事業費、保険基盤安定負担金など一般会計からの繰入金で 6,292 万 5,000 円、前年度より 234 万 5,000 円の増となっております。

款 06 繰越金は、前年度の決算を見込み 198 万 4,000 円、前年度より６万 2,000 円の増となっております。

続きまして、148 ページを御覧ください。

歳出になります。

款 01 総務費は、一般管理費と徴収費で合計 282 万 9,000 円、前年度より 22 万 9,000 円の減となっております。

款 02 後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対する保険料や事務費などの負担金として２億 2,872 万円、前年度より 163 万円の増となっております。

款 03 保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやかロ腔健診、歯科訪問健診に係る事業費で合わせて 740 万 8,000 円、前年度より 53 万 7,000 円の増となっております。

款 04 の諸支出金は 100 万 1,000 円、過年度保険料などの還付金を予定しております。

予算書の 149 ページから 153 ページまでが明細となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類については、主要施策の概要つづり 44 ページに関係分がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 11 号　令和３年度御嵩町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

令和３年度は、第８期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度に当たります。計画で

掲げております「みんなで　つくろう　安心と支え愛のまち」を目指して、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

それでは、予算書の155ページを御覧ください。

第１条、第１項で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,200万円と定め、第２項で介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560万円と定めております。

156ページを御覧ください。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は17億4,760万円で、前年度当初予算に比べ1,210万円の増となっております。

各事業勘定の各款項ごとの予算額につきましては、157ページから160ページまでの第１表歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

では初めに、保険事業勘定から説明をさせていただきます。

161ページと162ページは歳入歳出予算事項明細書です。

歳入歳出とも前年度当初予算に比べ1,400万円の増となっております。

明細について説明をさせていただきます。

161ページを御覧ください。

歳入になります。

款01保険料は、特別徴収及び普通徴収を合わせて３億9,429万7,000円、前年度より546万4,000円の増となっております。第８期介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の月額標準保険料の改定が主な理由となっております。

款03国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る交付金、保険者機能強化推進交付金と合わせ３億7,773万円となり、前年度より307万2,000円の増となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの方の第２号被保険者の保険料を財源とした介護給付費、地域支援事業に係る交付金でございますが、４億4,432万1,000円で、前年度より55万円の減となっております。

款05県支出金につきましては、介護給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%と地域支援事業に係る交付金と合わせ２億4,599万7,000円、前年度より159万2,000円の増となっております。

款06繰入金は、一般会計からの介護給付費12.5%の繰入金や事務費繰入金、地域支援事業交付金繰入金などで２億6,242万7,000円、前年度より482万4,000円の増となっております。

款08繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして1,633万4,000円、前年度より

21万4,000円の減となっております。

続きまして、162ページを御覧ください。

歳出です。

款 01 総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など合計で 1,969 万 2,000 円、前年度より217万1,000円の減となっております。

款 02 保険給付費は、訪問、通所、短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、介護予防などのサービス事業費など合計で16億1,536万1,000円、前年度より223万5,000円の増となっております。

款 04 諸支出金は、前年度の介護保険事業費精算に伴う国・県などへの償還金と介護保険料の過誤納金の還付等で130万円、前年度より10万円の減となっております。

款 05 地域支援事業費は、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、要支援者の訪問・通所の居宅サービスなど、介護予防・日常生活支援総合事業費、筋力トレーニング教室や高齢者ボランティアポイントなどの一般介護予防事業費、地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、認知症対策などの包括的支援・任意事業費、合わせて9,490万2,000円、前年度より1,086万9,000円の増となっております。

予算書の163ページから175ページまでが明細書となっております。

176ページから180ページまでは人件費に関する明細、181ページは債務負担行為に関する調書となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明をさせていただきます。

ここからは要支援１・２、総合事業対象者の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定となります。

183ページ、184ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ190万円の減となっております。

明細について説明させていただきますので、183ページを御覧ください。

歳入です。

款 01 サービス収入ですが、要支援認定者などの介護予防プランの作成による介護報酬のサービス収入といたしまして543万5,000円、前年度より188万6,000円の減となります。

款03繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして15万3,000円、１万5,000円の減となっております。

184ページを御覧ください。

款 01 事業費は、介護予防プラン作成などのための居宅介護支援事業費として 430 万 1,000円、前年度より27万円の減となっております。

款 02 諸支出費 113 万 4,000 円は、保険事業勘定への繰出金です。

予算書の 185 ページから 186 ページまでが明細書、187 ページが人件費に関する明細となっております。お目通しをお願いいたします。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 45 ページから 50 ページまでが介護保険特別会計の関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第９号、議案第 10 号、議案第 11 号、３件の当初予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 12 号　令和３年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第 13 号　令和３年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上２件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長　鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、議案第 12 号及び議案第 13 号について説明をさせていただきます。

最初に、議案第 12 号　令和３年度御嵩町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の 189 ページをお願いします。

第１条は、当会計予算を定める総則です。

第２条で業務の予定量を規定しています。１．給水件数は 6,570 件、２．年間総給水量を 222 万立方メートル、３．１日平均給水量 6,082 立方メートルを見込んでおります。４．主な建設事業としまして、引き続き、送配水管及び施設改良事業に取り組むとともに、新庁舎等整備関連事業を実施し、新庁舎等整備計画に整合した上水道環境整備を目指してまいります。190 ページからがそれぞれの予定額の総額です。詳細は、後ほど説明させていただきます。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款水道事業収益、支出の第１款水道事業費用ともに６億 2,600 万円を計上いたしました。

191 ページに移りまして、第４条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第１款資本的収入 7,170 万円、支出の第１款資本的支出２億 100 万円を計上いたしました。

なお、第４条本文中、括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億 2,930 万円は、過年度分損益勘定留保資金 531 万 7,000 円、当年度分損益勘定留保資金 9,700 万円、減債積立金 1,210 万 7,000 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,487 万 6,000 円で補填するものでございます。

次に、192 ページをお願いします。

第５条から第８条において一時借入金の限度額などを定めておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

続いて、予算説明書となります。

193 ページからは予算実施計画、196 ページからは給与費明細書となっております。

201 ページからは令和３年度予定貸借対照表と注記を、206 ページからは令和２年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

213 ページからは予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入は、款１水道事業収益６億 2,600 万円です。主な収入として、項１営業収益、目１給水収益、節１水道使用料４億 6,300 万円のほか、項２営業外収益、目２長期前受金戻入１億 3,300 万円などを計上しております。

214 ページからは支出です。

款１水道事業費用は６億 2,600 万円です。主な支出は、項１営業費用、目１原水及び浄水費、節 31 受水費２億 3,900 万円のほか、目２配水及び給水費、節 15 修繕費 2,470 万円、節 22 委託料は、検満量水器取替え業務委託料などで 2,056 万 8,000 円。215 ページに移りまして、目４総係費、節 22 委託料は、水道料金収納事務等業務委託料などで 2,168 万 6,000 円。216 ページに移りまして、目５減価償却費２億 2,600 万円。項２営業外費用、目３消費税 1,100 万円などを計上しています。

217 ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款１資本的収入は 7,170 万円です。主な収入として、項１出資金は、一般会計からの新庁舎等整備関連事業出資金 3,000 万円。項２負担金は、節１給水申込金、節２工事負担金を合わせて 3,435 万円。項３補助金は、節１県補助金 735 万円を計上しております。

次に、支出の款１資本的支出は２億 100 万円です。主な支出は、項１建設改良費、目２建設改良事業費、節 12 工事請負費は、送配水管及び施設改良工事など１億 6,650 万円、218 ページに移りまして、節 22 委託料は、配水管整備工事修正設計業務委託料などで 840 万円。項２償還金は、企業債元金の償還金で 1,210 万 7,000 円を計上しております。

219 ページをお願いします。

令和３年度予定キャッシュ・フロー計算書になります。

Ｉの業務活動によるキャッシュ・フロー計算書の最上段に示していますとおり、令和３年度の純利益は 164 万 4,000 円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり 51 ページに主要な事業概要を記載しておりますので、後ほど併せてお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 12 号　令和３年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただ

きます。

続きまして、議案第 13 号　令和３年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

それでは、予算書の 221 ページをお願いします。

第１条は、当会計予算を定める総則です。

第２条で業務の予定量を規定しています。１．整備区域内人口は１万 1,100 人、２．年間排水量を 175 万 3,000 立方メートル、３．１日平均排水量 4,803 立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業としまして、新庁舎等整備関連事業を実施し、新庁舎等整備計画に整合した下水道管渠整備を目指すとともに、未普及対策整備事業、老朽管対策改築事業に取り組んでまいります。222 ページからがそれぞれの予定額の総額です。詳細は、後ほど説明させていただきます。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款下水道事業収益６億 6,050 万円、支出の第１款下水道事業費用５億 9,800 万円を計上いたしました。

223 ページに移りまして、第４条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第１款資本的収入２億 7,095 万円、支出の第１款資本的支出５億 7,705 万円を計上いたしました。

なお、第４条本文中、括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億 610 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,249 万 5,000 円、当年度分損益勘定留保資金２億 3,567 万 4,000 円、繰越利益剰余金処分額 5,793 万 1,000 円で補填するものでございます。

224 ページをお願いします。

第５条、企業債は、公共下水道建設事業や流域下水道事業負担金で合わせて限度額を 3,360 万円とさせていただいております。起債の方法、利率及び償還の方法については、後ほどお目通しをお願いいたします。

第６条から次のページ、第 10 条までは一時借入金の限度額などを定めておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、予算説明書となります。

227 ページからは予算実施計画、229 ページからは給与費明細書となっております。

234 ページからは令和３年度予定貸借対照表と注記を、239 ページからは令和２年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

246 ページからは予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入は、款１下水道事業収益６億 6,050 万円です。主な収入として、項１営業収益、目１下水道使用料２億 500 万円。項２営業外収益、目２他会計負担金２億

6,963 万 1,000 円、目３他会計補助金 6,891 万 6,000 円、目４長期前受金戻入１億 416 万 4,000 円などを計上しております。

次に、247 ページをお願いいたします。

支出です。

款１下水道事業費用は５億 9,800 万円です。主な支出は、項１営業費用、目１管渠費、節 22 委託料は、施設監視及び管理業務委託料などで 1,423 万 1,000 円。目２業務費、節 22 委託料は、下水道使用料徴収事務委託料で 1,040 万円。目３総係費、節 22 委託料は、下水道台帳更新業務委託料などで 528 万 5,000 円。次のページ、目４流域下水道維持管理負担金は１億 800 万円。目５減価償却費３億 4,372 万 1,000 円。項２営業外費用は、企業債支払利息や消費税など 8,526 万 6,000 円を計上しました。

次に、資本的収入及び支出の主なものを説明させていただきます。

収入の款１資本的収入は２億 7,095 万円です。項１企業債は、公共下水道事業債などで 3,360 万円。次の 249 ページです。項２出資金は、一般会計からの出資金で２億 1,895 万 2,000 円。

項３他会計補助金は、一般会計からの補助金 1,185 万 1,000 円。項４補助金は、節１国庫補助金で 250 万円。項５受益者負担金及び分担金は、404 万 7,000 円を計上しております。

次に、支出の款１資本的支出は５億 7,705 万円です。項１建設改良費、目１下水道施設費、節 31 工事請負費は、新庁舎等整備関連下水道補強工事などで１億 2,660 万円、節 32 補償費は 500 万円。目２建設負担金は、木曽川右岸流域下水道事業建設負担金 1,467 万 6,000 円。項２償還金は、企業債元金の償還金４億 1,459 万 3,000 円を計上しております。

250 ページをお願いします。

令和３年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。

Ｉの業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に示していますとおり、令和３年度の純利益は 6,178 万 5,000 円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり 52 ページに主要な事業概要を記載しておりますので、後ほど併せてお目通しをお願い申し上げます。

以上で、議案第 13 号　令和３年度御嵩町下水道事業会計予算について説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に、補正予算について行います。

議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長　各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）の表紙をおめくりいただき、１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入、支出の見込みの精査などによる増額、または減額補正が主なものとなっております。

第１条第１項におきまして、歳入歳出予算の総額に 7,082 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 133 億 624 万 3,000 円とする旨規定しています。

第２条では繰越明許費の設定を、第３条では地方債の補正について規定しております。

６ページの第２表　繰越明許費をお願いいたします。

第２表で 13 件の繰越明許費を設定させていただきます。

１行目の普通財産測量設計業務は、御嵩駅北側の町営駐車場の一部を新庁舎の地権者の代替地とするための測量で、隣地所有者との協議に時間を要しているため 46 万 2,000 円の繰越しをお願いします。

次に、新庁舎等整備に関連する事業で２行目から３行目、７行目から８行目、10 行目と 12 行目の６つの事業は国交省や県警察など関連する機関との協議に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、６事業合わせて２億 270 万円を繰越しさせていただくものです。

戻りまして、４行目、戸籍システム改修業務は、システム開発の遅延により年度内完了が見込めないため 642 万 4,000 円を、５行目と６行目の新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業につきましては、先般の国の補正予算に基づく補助事業であり、令和３年度にまたがって実施するため、２事業合わせて１億 1,139 万 4,000 円を繰り越すものであります。

９行目の道路維持事業は、上之郷 142 号線補修工事で 210 万円を、11 行目の橋梁維持事業の 560 万円につきましては木屋洞橋補修設計と藤之木橋補修工事で、いずれも国の補正予算に基づく補助事業として繰り越すものであります。

最後に、13 行目の特定鉱害復旧事業は、補正第８号で計上しました長瀬洞地区の動産移転補償費について年度内完了が見込めないため 250 万円の繰越しをさせていただくものです。

次に、７ページに参りまして、第３表　地方債補正で１件の追加と７件の変更をお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響により、地方消費税交付金などの減収分に減収補填債を充てるため、減収見込み分と同額の 3,300 万円を限度額として追加をお願いするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりですので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて変更の１つ目、バス購入事業は限度額580万円に、２つ目の低公害車購入事業は限度額を490万円に変更するものです。いずれもふれあいバス及びトラックの購入事業の完了に伴うもので、起債額を減額しております。

３つ目、地方道路等整備事業は限度額を5,690万円に変更するもので、国の補正予算に伴う補助事業として新庁舎周辺の道路新設工事、国道 21 号バイパスの交差点改良事業など、補正予算債を発行するものです。

４つ目、橋梁整備事業は木屋洞橋、藤之木橋の補修事業に、先ほどと同様に補正予算債を発行し、340万円に変更するものです。

５つ目以降の事業は、いずれも事業完了見込みによる限度額の変更で、河川改修事業は井尻川改修事業で4,160万円に減額、空調設備改修事業は中公民館の空調改修に係る事業で、アスベストの撤去工事の追加などにより4,400万円に増額、最後の伏見小学校大規模改造事業は限度額を670万円に減額するものです。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入歳出の補正について説明いたしますので、10ページをお開きください。

事業の確定、精査による増減については省略させていただき、主なものについて説明させていただきます。

款01町税の項01町民税、項02固定資産税とも新型コロナウイルスの影響により町民税は法人分が大きく減額し全体で3,256万円減額、固定資産税では全体で1,224万9,000円の減額です。

11ページに移りまして、款14国庫支出金、項01国庫負担金の目03衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策の国庫負担金として5,942万9,000円の追加です。

項02国庫補助金の最下段、目03衛生費国庫補助金は、前回の補正第８号に加え、ワクチン接種体制確保事業費補助金として5,191万9,000円の増額です。

12ページ、目04土木費国庫補助金は、国の補正予算の補助内示を受けた新庁舎周辺の交差点改良工事のための社会資本整備総合交付金、上之郷142号線補修工事のための防災安全交付金、木屋洞橋など補修のための道路メンテナンス事業補助金など、合わせて4,122万9,000円の増額です。

款15県支出金、項01県負担金の国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は共に交付決定により、また障害者自立支援給付費負担金は給付の増により、合わせて1,033万7,000円の増額です。

ページを飛びまして、14ページの中段をお願いいたします。

款16財産収入、目01不動産売払収入は、本定例会で上程している和解に伴い、鬼岩グリーンプール用地ほか1件の土地の売払い分として119万2,000円の増額。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整として9,218万3,000円減額。

目 03 ふるさとみたけ応援基金繰入金は、各事業の精算及び重要文化財願興寺修理補助事業として、合わせて2,219万9,000円の繰入れです。

15ページをお願いいたします。

款20諸収入、目05雑入、節01総務費雑入の最下段の和解金は、本定例会で上程している和解に伴う解決金で、477万6,000円を追加するものです。

款21の町債は、第3表で説明したとおりであります。

歳出は16ページからとなりますが、17ページをお願いいたします。

款02総務費、項01総務管理費、目06庁舎整備費の委託料は、今年度の支払い分と繰越額を除いた1,560万円を減額しております。

飛んで、19ページをお願いいたします。

2段目の表、款03民生費の目01社会福祉総務費は、生活保護受給者の葬儀等費用として緊急援助費17万6,000円の増額。

目02、右側説明欄の国民健康保険特別会計繰出金、同様に目05の介護保険特別会計繰出金、目08、後期高齢者医療特別会計繰出金は、いずれも繰り出し額の決定による増減です。

目09障がい福祉費の障害者自立支援給付費は、給付見込みが増えたことに伴い1,500万円を増額しています。

20ページ下段から21ページにかけての款04衛生費、目02予防費のほとんどが新型コロナウイルスワクチン接種体制確保分及び接種対策分として総額1億1,298万5,000円を増額しています。主な内容は、医師報酬や看護師報酬などの人件費のほか、事務需用費や労働者派遣の役務費、コールセンター仮設会場予防接種業務の委託料など計上しており、繰越し実施いたします。

飛んで、23ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目04農地費の節12委託料の新庁舎等周辺農業用排水路設計業務委託料についても、繰越しする事業費を除いた200万円を減額しております。

24ページの3段目、款08土木費、項02道路橋梁費、目02道路維持費の工事請負費210万円の増額は、上之郷142号線補修工事で全額繰越しするものです。

その下、目 03 道路新設改良費の新庁舎等建設基盤造成工事費についても、国の補助内示を受けた中278号新設工事及び21号バイパス交差点改良工事として8,000万円を追加し、全額

繰越しするものです。

目 04 橋梁維持費、節 12、設計委託 310 万円と、節 14 工事請負費 250 万円については、第２表、橋梁維持事業で御説明したとおりであります。

３ページほど飛びますが、28 ページ最下段をお願いいたします。

款 10 教育費、項 04 生涯学習費、目 05 文化財維持費の最終行の重要文化財願興寺修理補助金は、平成 27 年度から令和元年度のふるさと納税の文化財保護分を財源に願興寺保存会に補助するもので、2,281 万 7,000 円を増額しています。

30 ページをお願いいたします。

このページと 31 ページには特別職と一般職の給与費明細表を、32 ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 15 号　令和２年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、議案第 16 号　令和２年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、議案第 17 号　令和２年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、以上３件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長　大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号について御説明をさせていただきます。

初めに、議案第 15 号　令和２年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙をめくっていただき、１ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 505 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 23 億 5,252 万 6,000 円とするものでございます。

明細について説明させていただきますので、５ページを御覧ください。

歳入です。

款 03 県支出金、項 01 県負担金・補助金、目 01 保険給付費等交付金は、保険者努力支援分の交付決定により 152 万 3,000 円の減額。

目 02 国庫負担金減額措置対策費補助金は、交付決定により 85 万 3,000 円の減額となっております。

款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決

定に伴い、繰入金の確定により 857 万円の増額となっております。

款 08 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 災害時臨時特例交付金は、交付決定により 113 万 6,000 円の減額となっております。

続きまして、歳出の明細について説明させていただきます。

６ページを御覧ください。

款 02 保険給付費、項 04 出産育児諸費は、支出見込みより 1,000 円の増額。

項 05 葬祭諸費は、支出見込みにより 100 万円の減額となっております。

款 03 国民健康保険事業費納付金、項 01 医療給付費分、７ページになりますが、項 02 後期高齢者支援金等分、項 03 介護納付金分につきましては、保険基盤安定繰入金などの補正に伴う財源内訳の変更でございます。

款 04 保健事業費、項 01 保健事業費は、健康診断料助成件数の見込みにより 77 万 4,000 円の減額となっております。

款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 01 一般被保険者保険税償還金は、見込みに 100 万円の増額。

目 03 償還金は、平成 30 年度国保事業費納付金、退職分になりますが、こちらの精算額の確定により 65 万 2,000 円の増額となっております。

款 07 予備費は、歳入歳出額調整といたしまして 517 万 9,000 円の増額となります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 16 号　令和２年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の薄紫色の表紙をめくっていただき、１ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 499 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億 4,804 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、明細について説明させていただきますので、４ページを御覧ください。

歳入になります。

款 01 保険料、項 01 後期高齢者医療保険料は、賦課見込みによりまして、目 01 特別徴収分が 150 万 8,000 円の増額、目 02 普通徴収分が 288 万 4,000 円の増額、合わせまして 439 万 2,000 円の増額となっております。

款 03 後期高齢者医療広域連合支出金、項 01 委託金は、保健事業のぎふ・すこやか健診受診の支出見込みにより 38 万 5,000 円の増額です。

款 04 繰入金、項 01 一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定により 21 万 3,000 円の増額です。

続きまして、歳出の明細について説明をさせていただきますので、５ページを御覧ください。

款 02 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料など負担金の賦課見込み、保険基盤安定負担金の決定により 460 万 5,000 円の増額となっております。

款 03 保健事業費、項 01 健康保持増進事業費は、ぎふ・すこやか健診受診の支出見込みにより 38 万 5,000 円の増額となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 17 号　令和２年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第３号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中のオレンジ色の表紙をめくっていただき、１ページを御覧ください。

今回の補正は、第１条で介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 331 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,377 万 3,000 円とし、第２項で介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 829 万 6,000 円とするものでございます。

では、明細について説明させていただきますので、７ページを御覧ください。

歳入になります。

款 03 国庫支出金、項 02 国庫補助金は、介護予防事業費など減額に伴います交付金上限額変更による減額、交付金補助金額の確定による増額により、合わせて 253 万 2,000 円の増額となります。

款 04 支払基金交付金は、介護予防事業費減額に伴う交付金上限額変更により 122 万 7,000 円の減額となります。

８ページをお願いいたします。

款 05 県支出金、項 02 県補助金は、介護予防事業費減額に伴います交付金上限額変更による減額により事業を合わせまして 97 万 5,000 円の減額となります。

款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金は、介護予防事業費減額に伴います交付金上限額変更による減額、また介護保険事業費の減額により、合わせまして 328 万 4,000 円の減額となっております。

款 06 繰入金、項 03 基金繰入金は、第７期介護保険事業計画終了に伴います全額 622 万 2,000 円を取り崩すものでございます。

９ページを御覧ください。

款 07 財産収入は、基金の利子の見込みがないことから、3,000 円の減額となっております。

款 09 諸収入は、昨年度のシステム改修費に対する補助金といたしまして５万 4,000 円の増額となります。

続きまして、歳出の明細について説明をさせていただきます。

10ページを御覧ください。

款01総務費、項02賦課徴収費は、システム改修費確定に伴いまして85万1,000円の減額となります。

項03認定費は、認定調査の認定調査員報酬の支出見込みにより70万円の減額となります。

項05計画策定委員会費は、計画策定委員会策定委員報酬の支出見込みにより7万5,000円の減額となります。

款03基金積立金は、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金確定により、不要となった保険料分の積立てといたしまして327万4,000円の増額となります。

11ページをお願いいたします。

款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費、目01介護予防・日常生活支援総合事業は、買物リハビリテーション事業などの支出見込みにより216万3,000円の減額。

目02一般介護予防事業は、いきいき体操教室等支出見込みにより314万2,000円の減額となります。

12ページをお願いいたします。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、緊急通報装置設置事業費など支出見込みにより70万円の減額となります。

款06予備費は、歳入歳出枠調整といたしまして767万6,000円の増額となります。

13ページ、14ページは人件費に関する明細となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、サービス事業勘定の明細について説明をさせていただきます。

17ページを御覧ください。

上段、歳入からです。

款01サービス収入につきましては、ケアプラン作成件数見込みにより80万円の減額となります。

下段、歳出です。

款01事業費につきましては、ケアプラン計画作成委託費の支出見込みにより80万円の減額となっております。

以上で、議案第15号、議案第16号、議案第17号、３件の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

これより条例関係等について行います。

議案第 18 号　御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

環境モデル都市推進室長　渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、議案第 18 号　御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは７ページ、資料つづりは４ページでございます。

内容につきましては、資料つづりで御説明いたしますので、資料つづりの４ページをお願いいたします。

四角く囲った枠内の改正趣旨を御覧ください。

今回の改正は、御嵩町クリーンエネルギービジョンが今年度末で計画期間の満了を迎えるため、みたけクリーンエネルギー推進協議会を廃止し、環境モデル都市推進協議会を設置するものでございます。この廃止と設置に係る変更を行い反映させるため、条例の一部を改正するものであります。

概要につきましては、１．これまでの経緯として、みたけクリーンエネルギー推進協議会は御嵩町クリーンエネルギービジョンの策定に基づき計画の内容を推進する目的で平成 23 年に設置されました。その後、平成 25 年に環境モデル都市の選定を受け、翌平成 26 年に環境モデル都市行動計画を策定し、改定も行っています。この行動計画は、太陽光などクリーンエネルギーに関する分野も含まれており、クリーンエネルギービジョンの内容も包括しながら策定をされています。

続いて、２．環境モデル都市推進協議会の役割ですが、位置づけとして行動計画の活動実績や進捗等を協議する外部有識者による協議会とし、具体的な役割として本町が行動計画の評価報告書を内閣府に提出する前に内容について協議を行うものであります。

施行日は、令和３年４月１日といたします。

資料の５ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただけますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第 18 号　御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 19 号　御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号　御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正す

る条例の制定について、以上２件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長　大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 19 号、議案第 20 号の２件を続けて説明をさせていただきます。

初めに、議案第 19 号　御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

お手元の議案つづりは９ページ、資料つづりは６ページを御覧ください。

それでは、資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、介護保険法施行令などの規定の見直しや、令和３年度から３年間を計画とする第８期介護保険事業計画の策定に伴います保険料基準月額を改定することから改正をするものでございます。

改正の内容ですが、概要の１を御覧ください。介護保険料の基準月額を現行 5,800 円でありますが、第８期では 6,640 円といたしました。基準月額から各段階の割合を掛けまして年額を算出させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、概要の２を御覧ください。令和３年度から令和５年度までの介護保険料の算定に関する基準の特例といたしまして、公的年金などの控除が 10 万円減額することから、介護保険料を算定する際の公的年金などに係る合計所得金額につきまして、規定によって計算された合計所得金額から 10 万円を控除した額とするものでございます。

施行日は、令和３年４月１日。経過措置といたしまして、令和２年度以前までの保険料につきましては従前の例によります。

資料７ページから 10 ページまでにつきまして新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 20 号　御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは 11 ページ、資料つづりも 11 ページを御覧ください。

資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、介護保険制度改正が行われ、指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準などの一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、関係する４つの条例の一部改正をまとめて行うものでございます。

第１条といたしまして、御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてです。主な改正点は、ケアプラン作成における訪問介護、通所介護、福祉用

具貸与の割合の説明をすること。訪問介護サービスに関する点検、検証の仕組みづくりなどをしていくことであります。

第２条といたしまして、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などを定める条例の改正です。主な改正点は、虐待の防止のための措置、ハラスメント対策の強化、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置などでございます。

第３条といたしまして、御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正です。主な改正点は、訪問系サービスにつきましては、オペレーターの配置基準の緩和、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置などについて、通所系サービスでは認知症介護基礎研修受講の義務、地域と連携した災害への対応などについて、居住系サービスにつきましては、グループホームの夜勤体制の見直し、計画作成担当者の配置基準の緩和などについて、施設系のサービスにつきましては、管理栄養士の配置、口腔衛生の管理などについてでございます。

なお、各サービス共通といたしまして、虐待の防止のための措置、ハラスメント対策の強化などがございます。

第４条といたしまして、御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正です。主な改正点につきましては、第３条の通所系サービス、居住系サービスなどと同様となっております。

施行日は、令和３年４月１日。

資料つづりの 15 ページから 104 ページまでが新旧対照表となって掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 19 号、議案第 20 号の条例改正の説明について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第 21 号　権利の放棄及び和解について、議案第 25 号　町有財産（土地）の処分について、以上２件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長　各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、２件続けて説明申し上げます。

初めに、議案第 21 号　権利の放棄及び和解について御説明申し上げます。

議案書つづり 37 ページをお願いいたします。

本議案につきましては、平成27年５月28日の議会にお認めいただいた貸付町有地の明渡し及び賃借料の支払いを求める訴訟について、権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第１項第10号及び第12号の規定により議決を求めるものでございます。

放棄する権利及び和解の概要は、岐阜地方裁判所御嵩支部平成27年（ワ）第30号工作物収去土地明渡し等請求事件の賃料滞納額についての権利を放棄し、和解条項のとおり相手方と和解するものです。

放棄する権利の債務者は、有限会社小松屋、額は平成20年度から平成26年度までの滞納額922万9,532円です。

和解の内容は６項目ございます。

１つ目のアは、鬼岩グリーンプール用地を現状有姿の状態で鬼岩湯元館株式会社が代金117万3,156円で買い受け、令和３年３月31日までに支払うというものです。

次のイは、鬼岩湯元館駐車場への乗り入れ用地として町有地を年１万4,309円で新たに賃貸借する契約を締結するものです。

ウについては、和解に当たりアダプトゲン製薬株式会社及び鬼岩湯元館株式会社が解決金として町に477万6,911円を令和３年３月31日までに支払うとしています。

エは、いわみ亭西隣駐車場用地及び鬼岩ドライブイン用地を現状に即して返還するものです。

オは、町がこの訴訟で求めた請求を放棄するものです。

最後のカは、相互に和解条項以外には債権債務がないことを確認することとしています。

和解の相手方は、有限会社小松屋、アダプトゲン製薬株式会社、鬼岩湯元館株式会社の３者であります。

38ページをお願いいたします。

放棄及び和解の理由については、令和３年２月２日の公判において裁判所から和解の勧告と和解案の提示があったため、和解条項の定めのとおり権利を放棄し和解することで、５年、38回に及ぶ裁判を終結するものです。

資料つづり105ページをお開きください。

105ページから107ページまでは裁判所からの勧告と和解条項案を、108ページから113ページまでは和解に関する物件目録及び測量図を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第25号　町有財産（土地）の処分について御説明申し上げます。

議案書その２つづりの３ページをお願いいたします。

この財産の処分につきましては、予定価格が 700 万円以上の不動産で、売払い面積が 5,000 平方メートル以上あるため、地方自治法第 96 条第１項第８号並びに御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産は、美佐野字押山 2652 番５の一部、同 2653 番１、同 2655 番、以上の３筆。地目は山林及び墓地で、売買面積は合計で 8,863.44 平方メートルであります。

処分の目的は中央新幹線計画に伴う事業用地とするため、売払い金額は 1,313 万 4,826 円。

契約の相手方は、岐阜県中津川市桃山町２番 82 号、東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部、中央新幹線建設部、名古屋建設部、中央新幹線岐阜工事事務所所長　春日井敦詞であります。

資料つづりその２の７ページをお開きください。

７ページから 10 ページには土地売買仮契約書を、11 ページには位置図を添付してありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 25 号の説明を終わります。

２件続けて御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 22 号　町道の路線認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長　早川均君。

建設課長（早川　均君）

議案第 22 号　町道の路線認定について御説明をいたします。

議案つづりは 39 ページ、資料つづりは 114 ページでございます。

道路法第８条第１項の規定により、町道の路線を認定したいので、同条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定の箇所は、路線名、中 214 号線、起点、御嵩町顔戸字鳥居前 40 番２地先、終点、御嵩町顔戸字北大桜 179 番地先でございます。

資料つづり 114 ページを御覧ください。

こちらには、今回認定をしたい町道の箇所を示した位置図になります。

路線延長は 572.2 メートルでございます。

この路線は、未認定路線ということが分かりましたことで、今回町道認定を行いたいというものでございます。

以上が議案第 22 号　町道の路線認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 23 号　工事請負契約の変更について、議案第 24 号　工事請負契約の変更について、以上２件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長　筒井幹次君。

亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）

それでは初めに、議案第 23 号　工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案その２つづりの１ページをお願いいたします。

令和２年御嵩町議会第６回臨時会（議案第 80 号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

１．契約の目的は、平成 30 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第２、３期防災工事です。２．契約の金額、20 億 5,010 万 9,260 円を 20 億 4,783 万 4,200 円に変更するものです。３．変更の理由は、工事内容の精査による減額です。４．契約の相手方は、飛島・大日本土木・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は大日本土木株式会社、株式会社國本起業です。

続いて、資料つづりその２の１ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを、この１ページから次の２ページにかけて添付しております。工事内容と請負代金額を変更する仮契約を２月 19 日に締結しております。

続いて、３ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を添付しております。

施工箇所としまして、中地内、桃井病院南側の県道御嵩・可児線から国道 21 号北側までの一帯と中保育所周辺、田原医院周辺の国道 21 号を挟んだ南北の一帯であります。

この第２、３期防災工事は、今月８日までの工期で工事を進めてまいりましたが、充填作業が完了し、各数量とも確定しましたので、工事請負代金の精算に向け変更契約を締結するものであります。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前、変更後の数量が掲載してありますので御確認をお願いいたします。

以上、議案第 23 号　工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。

引き続き、議案第 24 号に移らせていただきます。

議案その２つづりに戻っていただきまして、２ページをお願いいたします。

議案第 24 号　工事請負契約の変更についてです。

令和３年御嵩町議会第１回臨時会（議案第６号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

１．契約の目的は、令和元年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第５－３－３期防災工事です。２．契約の金額、８億6,734万2,300円を８億4,556万4,500円に変更するものです。３．変更の理由は、工事内容の精査による減額です。４．契約の相手方は、飛島・本州緑化特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社本州緑化建設です。

続いて、資料つづりその２の４ページ、５ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。工事内容と工事請負代金を変更する仮契約を２月19日に締結しております。

続いて、６ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を添付しております。

施工箇所は、あゆみ館北側から主要地方道多治見・白川線までの顔戸及び長瀬地内の民有地であります。

この第５－３－３期防災工事につきましても、今月８日の工期で工事を進めてまいりましたが、充填作業が完了し、各数量とも確定しましたので、工事請負代金の精算に向け変更契約を締結するものであります。

工事概要としましては、左下の枠内に各工種の変更前、変更後の数量が掲載してありますので御確認をお願いいたします。

以上、工事請負契約の変更についての議案２件について説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

ここで、暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後１時といたします。

午前11時52分　休憩

午後１時00分　再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第６、議案の審議及び採決を行います。

議案第７号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第７号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第７号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10 番　大沢まり子さん。

１０番（大沢まり子君）

補正予算書の 27、28 ページにわたってですが、要保護・準要保護児童また生徒に対する就学援助費の減額が行われております。この中に、修学旅行費とか給食費、学校が休校になった２か月分の給食費も入っていますというような御説明を伺いました。要保護、御嵩におきましては準要保護の子供さんだと思います。この子供さんたちが、学校が休みになれば、二月の間、家で昼食を食べなくてはならなくなりますけれども、給食費削減はいいんですが、そういった場面での子供さん方への状況の把握、ちゃんとお昼御飯を食べられているかなとか、そういうようなことを教育委員会としてなされましたでしょうか、お伺いいたします。

議長（高山由行君）

教育参事　山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田　徹君）

ただいまの大沢議員さんの御質問にお答えいたします。

小・中学校とも令和２年４月から６月にかけて約 46 日間、給食がなかった日があるんですけれども、その間、学校の先生方がその家庭を放っておくということは全くなくて、もう定期的に訪れたり、連絡したりとか、いろんな課題もありますし、万が一、家で昼食が困っておるというようなことがあれば、虐待みたいな形なんですけれども、要保護児童対策協議会にも学校のほうは入っておりますので、福祉課とも連絡を取りまして対応はさせていただくと。今回はそういうケースはなかったよということで御報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11 番　岡本隆子さん。

１１番（岡本隆子君）

補正予算書 18 ページの一番上の枠の下、空き家家財道具等処分費助成金というところで、30 万円予算化されていまして、20 万円減額をされていますけれども、この１件分しか使われなかったということで、そして、これは新年度予算にもまた 30 万円上がっているわけですけれども、今回減額の理由、これが実際に使いにくい制度なのか、なぜ減額されているのかということです。使いにくいのか、ＰＲ不足なのかというとこら辺の見解と、それから現在、空き家バンクに登録数がどのくらいあるのか、それと実際にそれを活用された方の実績、そういったところをお答えください。お願いします。

議長（高山由行君）

企画課長　山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、ただいまの空き家家財道具等処分費補助金ということでございまして、ＰＲ不足というお話もありましたけれども、周知としましては、町のホームページは当然のことですし、「ほっとみたけ」にも掲載しましたし、町内不動産事業者へも周知いたしました。また、県のホームページにも他市町村の制度と合わせて一覧で掲載いただいておりますし、岐阜県への移住・定住ポータルサイトにも掲載いただいておるところでございます。それから、空き家バンクの相談があった場合は、この制度のことも説明しておりますので、ＰＲ不足、周知不足ではなかったと考えております。

また、使いにくい制度じゃないかということですけれども、今年から始まった制度でございますので、まずこれで行ってみて、またそういう声があれば今後、改正も考えていきたいですので、今のところ使いにくいので使わなかったということは聞いておりません。

また、３件のうち１件ということで、これにつきましては２件少なかったんですけど、見込みと実績のずれの範疇と考えております。既に来年度、活用したいという相談も１件ございますので、数件ではありますが、着実に空き家対策、空き家バンクの登録促進につながっていくものと考えております。

また、現在の空き家バンクの登録件数ということでございますけれども、これまで 67 件ございまして、現在６件の物件があります。令和２年度の登録はこれまで 15 件ありました。また令和２年度の成約件数はこれまで 15 件であります。以上でございます。

議長（高山由行君）

そのほか質疑。

〔挙手する者あり〕

３番　奥村悟君。

３番（奥村　悟君）

少し教えてください。

補正予算書 21 ページですが、骨髄移植ドナー等支援事業補助金、全額 21 万円カットなんですけれども、これは平成 31 年度から始まった事業で今年２年目、来年度も同額の予算が計上してあるわけですけれども、毎年ゼロということなんですが、私、ちょっと可児市の知人から聞いたんですけれども、何か可児市でこういう助成の制度を使って申請をして頂いたよという方が見えたんですが、可児市は何か毎年数件の申請があるようなことですが、御嵩のほうの実情はどうですかね。こういった制度があるにしても、やっぱりそういった方がないというのか、全国でドナー登録者は 53 万人ほどあるということで聞きますが、御嵩は何人ぐらいいるか、そういったものも把握してみえるか、その２点をお聞かせください。

議長（高山由行君）

福祉課長　小木曽昌文君。

福祉課長（小木曽昌文君）

ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

このドナー等支援事業助成金の制度そのものですが、骨髄を移植された方に対して助成を行うということと、あと当然、１週間前後休む必要があるという中で、事業者にも補助金を出すという制度であります。

今申し上げましたとおり、骨髄の移植をなされた方に対して行うということであります。

そもそもまずは、骨髄のドナー登録をしていただいて、当然たくさんの方にしていただく中で、白血球の血液型が合わないと移植にならないということで、なかなかこれが移植まで結びつき、助成まで結びつくということが非常にまれというか、少ないというふうに思います。

先ほど可児市の事例をおっしゃいましたが、御嵩町ではということはちょっと分からないんですけど、岐阜県では約5,000人ぐらいドナー登録をされてみえるというふうにお聞きしております。そういった中で、まずはドナー登録をしていただくことが第一かなあというふうに考えておりますので、献血だとかそういった折には啓発をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

３番　奥村悟君。

３番（奥村　悟君）

ありがとうございます。

そういった話もちょっと可児市の人から聞いたわけですが、私もちょっと疑問がありましたので質問したんですが、ホームページのほうには、これの制度のあれが出ているんですけれども、例えば「ほっとみたけ」とか広報紙、そういったものでの周知は考えておられるんでしょうか、どうでしょうか。

議長（高山由行君）

福祉課長　小木曽昌文君。

福祉課長（小木曽昌文君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

当然、周知は必要だというふうに考えておりますので、まずドナー登録への誘導ということではしていきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番　谷口鈴男君。

１２番（谷口鈴男君）

補正予算書の 28 ページの一番下の文化財の維持費の関係でございますが、今回 2,281 万 7,000 円を補助金として拠出をしたいというのが出ておりますが、３点の視点からちょっとお伺いをしたいと。

まず第１点は、なぜこの時期にこのタイミングでこの補助金というものが計上されてきたのか。いわゆるこの時期に補正予算にて支出する理由というのは何であるかと。明確な使途が不明なこの段階において、支出する根拠は何であるのかと。それから合わせて、来年度当初予算にはこういうものは上がっておりませんけれども、来年度以降についてもこのようなものが補

正で対応していかれるかどうか。これがまず第１点であります。

それから第２点目は、補助金を積立てした場合、その執行するまで誰がどのように管理していくのか、執行状況の確認はどのようにしていくのか。また、監査委員が監査をする上で、未執行の補助金を適正なものと監査し得るのか。こういう視点から、多少問題があるんじゃないかなと。

それから、もう一点の視点として、補助金交付要綱に沿っての執行となっておるかどうか。明確な支出のルール、根拠は何なのかと。誰に、どのような、何のための補助金なのか、明確なルール等今後の計画性はどのようになっているのか。

この３点の視点から、まずお伺いをしたいと思います。

議長（高山由行君）

生涯学習課長　古川孝君。

生涯学習課長（古川　孝君）

ただいまの谷口議員の質問にお答えいたします。

まず、なぜこのタイミングであるかということですけれども、昨年６月 30 日をもちまして指定寄附金のほうが締切りが終わったということがありまして、指定寄附金のほうの金額と合わせまして、ふるさと納税分を合わせた願興寺５年度分の修理工事に係る資本金を明確にするためということもありまして、今回、支出のほうをお願いするものであります。

また、今年度途中までですけれども、令和２年 12 月分までも入れたらどうかということで検討をして進めてまいりまして、３月補正を予定しておりましたけれども、やはり３月末をもちまして令和２年度分が締め切るということもありますので、年度区切りということで、額のほうが確定しております令和元年度分までを今回３月補正のほうで対応させていただくということで、３月末を締めまして、確定できました令和２年度分につきましては、令和３年度中に補正で対応ということを検討しておりました。今後、毎年このような形になるということであれば、当初予算に頭出しということも今後検討させていただきたいと思います。

続きまして、管理のほうですけれども、こちら、願興寺保存会のほうで通帳のほうをつくりまして、保存会のほうで管理のほうを検討しております。保存会のほうの会計さん並びに監査委員さんがおりますので、そちらのほうで定期的な監査のほうを実施してまいります。

現在、修理工事につきましても、毎年、町の監査委員の方にも監査のほうをしていただいておりますので、そのような形も検討していきたいと考えております。

今後ですが、霊宝殿やら願興寺本体の耐震状況等がまだ全然予算化されておりませんので、そのようなものに対しての積立てということで計上のほうをしていきたいと考えております。

御嵩町が誇ります重要な文化財であり、観光資源でもある、御嵩町が誇る願興寺、こちらの

特別な事情ということで考慮いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

12 番　谷口鈴男君。

１２番（谷口鈴男君）

指定寄附が終わったということでこの時期にという、まず１点、回答があった。

それから、管理者については保存会であるという今、回答がございましたけれども、まだもう一点、ちょっと回答をいただいておりませんけれども、どういう根拠に基づいて拠出されたのか。いわゆる補助金要綱等の問題、これはまた後から答えていただければいいですが、特に今、課長の答弁の中で耐震構造等も含めた基金造成をひとつ目的としたいということを言われましたけれども、耐震化等の予定年度というのはいつ頃になっておるかと。これは私どもも１月に資料を頂いておりますけれども、早急にやらなきゃいけないような時期ではありません。二、三年ずれる状況にあります。

特に、補助金として交付をする場合には、交付団体からの事業申請が出て、それに対して適切な判断をしていく、これが補助金、いわゆる御嵩町の補助金交付要綱にもうたわれておりますし、その規則にもうたわれております。そしてまた、御嵩町の基金条例については、特定の目的のために資金を積み立てて基金を造成していくとあります。この基金条例に基づいて、平成 27 年、御嵩町ふるさと応援寄附金条例の中の第２条第４項について、文化財保護について流用できますよという、わざわざ条例改正をやっております。さらに合わせて、御嵩町文化財保護に関する条例、それからさらにそれに基づく御嵩町文化財保護費の補助金交付要綱、こういうものが全てそれに準拠して改正されてきた経緯がありますけれども、これは条項全てを見ましても、今回の補助金として拠出していく根拠には一切該当していない。その辺のところを実はお聞きしたい。

それから合わせて、保存会というのは、本堂改修に当たって事業者側の資金が賄えないということで、みんなで協力して、その保存会というものを一つつくって、そこで資金集めをしましょうと。いわゆる事業者の受益者負担を補填する目的でつくられた団体であって、この保存会というのはあくまでも任意の団体だ。その任意の団体の基金造成にふるさと応援基金から拠出をしていく。これは若干問題があるんじゃないかなあと。特に、将来的にきちんとした継続的な年度の事業計画があって、その一環の俎上として、特定寄附の特定財源としてプラスアルファの形で町のほうからその本堂改修に伴う財源措置として対応していくというのは、これはあり得ます、理論的には。あり得ますけれども、そういう状況にはなっていない、現在。その辺のところをもう一度、きちっとした回答を出していただきたい。

議長（高山由行君）

副町長　寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

ちょっと確認を取りたいんですけれども、今、谷口議員が言われたふるさとみたけ応援寄附金条例云々ということで、それを見られても根拠がないということは、願興寺という文言がないことをもって根拠がないということなんでしょうか。ちょっとそれを確認を取りたいんですが。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

12 番　谷口鈴男君。

１２番（谷口鈴男君）

ちょっと今、質問の趣旨がよく分からなかったんですが、願興寺の何。

議長（高山由行君）

副町長　寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

谷口議員の質疑の中で、ふるさとみたけ応援寄附金条例とか基金条例とか文化財の補助要綱という話を改正したと、そこまではいいんですけれども、その改正後の条文を見ても、今回の願興寺保存会に対する補助の支出の根拠が分からない、ちょっと解釈できないということを言われたもんですから、それはちょっと具体的に言うと、願興寺という文言がないからと私は思ったものですから、その確認です。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

12 番　谷口鈴男君。

１２番（谷口鈴男君）

実は、保存会で努力していただいて寄附金を集めていただきました。それが約 8,200 万円、事業者の資金も含めて、これだけの基金があるわけですよ。それで、取りあえず当面、全体計画で 11 億 5,000 万円という予算の中の事業者負担金というのは、これで十分賄えると、計画として。ただし、途中の……。

議長（高山由行君）

今、副町長が聞かれておるのは、谷口議員の質問の中で、お金を拠出する、その二千何がしお金を拠出する根拠がないという質問でよろしかったかということだと思いますよ。何が疑問に思っている点を逆質問でただしたと思うんですけど、ここの条例なり、要綱なりには、この

出す制度として根拠としてないんじゃないかという谷口議員の質問だったと思いますけど、それでよろしいのかどうかということを聞きたいと思うんですけど。

１２番（谷口鈴男君）

それは、そういう意味でこのふるさとみたけ応援寄附金条例というのをそういう捉え方をしておりません。これは第２条第４項に基づいて、町は拠出することは可能なんです。これは根拠になります。ただ、現在、事業計画等が出ていないのに、基金造成のために拠出するというのは、この町の基金条例、それからいわゆる補助金交付要綱、交付規則、さらに文化財保護に関する条例、こういうものに照らし合わせたときには、現段階ではこの拠出は、補助金の交付はあり得ないだろうというふうに、そういう意味で言っております。

ただ、今後、いろんな意味で、例えば耐震であるとか、防火であるとか、そういうことで大幅に建設費が変わってきた場合、事業者負担能力が欠ける場合には、このふるさと応援基金で集められた浄財を特定財源として、町の負担割合以外にプラスアルファとして拠出するということについては許容されておるんです。そこを言っているわけじゃないですか。

だから、そういう制度は、町として平成 27 年度に条例改正をやって、これを認めておるんです。それはそれでいいんです。だけれども、今の段階でこれだけの 2,000 万円以上のお金を保存会に拠出するということについては、何ら根拠がないと。保存会から事業計画が出ているわけでもないし、保存会自体はあくまでも任意の団体であるし、そこに基金を移すということ自体は危険じゃないかなあと思う。

それから、一旦補助金として外部に出した場合には、これは議会としてもいわゆる監視できない。そういうものに陥っていく可能性もあると。

だから、今の段階では、あえてこの時期にこの助成金を計上して執行しようとする意図が我々としては理解できない。そういうことです。

議長（高山由行君）

副町長、よろしかったですか。

寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、順を追って説明していきたいと思います。

まず、谷口議員の話にもあったように、平成 27 年の第１回定例会、ここでふるさとみたけ応援寄附金条例、さらには基金条例、２つの条例を合わせて条例改正をいたしました。提案理由の説明の中で、当時の課長がこう言っています。御嵩町を代表する重要文化財、願興寺本堂をはじめとした指定文化財に対してふるさと納税を受けるよ、それについては基金に積み立てるよという説明をしております。

審議、採決の段階で、これは谷口議員が質問されたと思いますけれども、願興寺本堂の修理を想定した上での質問だと思いますけれども、いわゆる文化財の修理・整備事業については、国なり、県なり、町なりの補助率が決まっている。それとの兼ね合いはどうするんだという質問だったと思います。課長の答弁としては、教育委員会の要綱である、いわゆる文化財保護費補助金交付要綱がありますので、ここの条文に応援寄附金条例を活用して特定財源として補助に上乗せすることができるよというのが載っていたわけですね。ですので、谷口議員は、根拠がないと言われましたけれども、私はこれをもって、まず補助金の支出根拠はあると思います。議会の皆さんも当時、議決という形で認めていただきましたので、もう平成 27 年、この時点から願興寺を対象としたふるさと納税を活用した補助金というのは我々は考えていたわけです。

当然、それについて町内外から多くの方がふるさと納税をしていただきました。その額、今回の補正で上げているとおりなんですけれども、本堂については、ほぼ指定寄附金も含めて財政的にも確立できました。ただ、いろいろと例示等をさせていただいております。霊宝殿のこともありますし、重要文化財である 24 体の仏像のこともあります。そういうのには、今後手をつけていかなければならない。ただ、今現在、どのぐらい事業費がかかるのかは分かりません。

まずは、根拠としては今お示ししたとおりです。

谷口議員が心配されているのはごもっともなことだと思います。いわゆる補助として出した後、監視の目が行き届かないじゃないかということでございます。補助の相手は願興寺の本堂保存会、事務局は中山道みたけ館でやっています。当然、そこに補助に出す以上は、町としては補助したら終わりではありません。しっかりとチェックしていきたいと思いますし、折に触れては、議会から要請があれば皆さんにも説明していくのは当然のことだと思っていますので、町の監査委員の監査に入ってもらっても大いにそれはありだと思います。

当然、保存会に入るということですので、保存会のメンバーにも触れるわけです。2,200 万円という補助金が今後どういうふうに活用されるのか、当面の間は事業がないですので、そのままだと思いますけれども、多くの目で監視をしていくということでありますので、そういう懸念、心配は大丈夫かなあと私は思っています。

ただ、補助金を交付した後の事務的な問題、これについては通常、補助というのは実績等、谷口議員の言われたとおりです。そこら辺は、町の補助金交付要綱も含めて、今、法令担当に指示していますので、しっかりと整備した上で執行していきたいと、かように思っておりますので、よろしく御理解をしていただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

12 番　谷口鈴男君。

谷口議員、最後３回目になりますので、よろしくお願いします。

１２番（谷口鈴男君）

ただいま副町長、ありがとうございます。

まだ正直、副町長の言われることで、はい、そうですかというわけにはいきません、正直なところ。

御嵩町文化財保護費補助金交付要綱、これは教育委員会のほうの関係で出てくるかと思いますけれども、まず補助事業者、これは文化財の所有者または管理責任者がなっています。保存会には、所有者能力も管理者能力もありません。それから、この補助対象事業は明確でない限りは出せないんです。

そういう問題が実はあるもんですから、もう少し制度設計をして、整備をして、我々が納得できるような形で再提出していただいたほうが、今回については適切ではないのかと、私どもはもちろん、このふるさと応援寄附金で集められた 2,200 万円からの金額については、これは特定財源として町のいわゆる願興寺修復にかける負担分以外に、プラスアルファとしてこれを拠出していくということは、きちっとしたバックボーンがあれば、我々は何も言いません。もう積極的に賛成して協力してまいります。

ですから、時期的な問題ですね、要は。あとは、もう少し生涯学習課のほうで、いわゆる補助金を受けるためのきちっとしたやっぱりバックグラウンド、制度設計というものをもう少しきちっと形をつくって、それから提案していただきたい、こう思います。以上です。

議長（高山由行君）

副町長　寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

今、谷口議員の言われた補助対象者もつかんでいます。それも含めて、もう既に法令担当には指示を出しています。早急に見直しをせよというふうにやっておりますので、できたら、議会の皆さんにもそのできた後の段階、今後の管理も含めて説明させる機会を設けさせていただきたいというふうに今思っておりますので、同時進行にはなりますけれども、よろしく御理解していただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

谷口さんの質疑を終結します。

そのほか質疑ありませんか。

〔「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後１時 34 分　休憩

午後１時 46 分　再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

執行部の方には、急な休憩ということで失礼しました。

先ほどの件、議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）についての質疑を続けます。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

３番　奥村悟君。

３番（奥村　悟君）

今回、補助金で出すということなんですけれども、補助金の性格上から言えば、規則なんかにもありますように、地方自治法 232 条の２に普通地方公共団体は公益上必要がある場合に支出ができるということになっておりますので、その公益ということもありますし、どういう事業に今回使うためにこの補助金を出すのかというのがちょっと明確でないかなあというふうに思いますし、補助金は大体単年度処理ですので、年度当初に申請をして年度末に実績報告を出すということになっているわけですけれども、この実績報告が保存会のほうからどういった形で出すのか、出てくるのかということもちょっと疑問ですし、町長が令和２年第１回定例会のときに山田議員の質問のときに、ふるさと応援基金についてはできる限り手をつけないようにしていきたいという答弁をしてみえますし、最初に一般寄附、指定寄附金を使って、最後に枯渇した状態の中で、最後のお金としてふるさと納税分を使っていきたいというような答弁もされておりますので、そこら辺のところが少し町長のお話からいって、先に今回出すというのはちょっとどうかなあというように思うんですが、その辺の点、お聞かせください。

議長（高山由行君）

町長　渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それではお答えをいたします。

この件に関しては、当初より皆さんに御相談申し上げたのは、通常の補助金、町が出すべき重要文化財云々に関しての補助金としてはパーセンテージが決まっておりますので、願興寺側が出す財源と、町が出すものとほぼイコールになっていくものなんだという解釈をしていただきたいと思います。

ただ、そこで、願興寺側の資金力がないということで、さあ、どうしようかということから始まったことであります。御嵩町のふるさと納税に関しては、使用方法といいますか、どこに使ってほしいという希望を書いてもらうところがございます。広く考えれば文化財でいいんですけれど、今回のこの財源については願興寺に使ってくれという指定があります。そこをピックアップして補助金にしたということであります。私はなぜそれを全て心配するかといいますと、まずは財力がないということは、もう皆さん御承知のとおりでありますけれど、団体で管理したほうがいいというふうに思いましたのは、願興寺の住職が、次に誰がおなりになるのか分かりません。今の願興寺の住職の健康状態ですと、正直に言いまして、適切な判断が最後までできていくのかということも考えるべきだと思っています。その中で、保存会の方々に、これはもうフリーな方ばっかりですので、そこをチェックしていただくようにしておいたほうが財政的にもうまく回っていくのではないのかということであります。

実質、願興寺のほうから自己資金として出されたお金もこの保存会のほうに入っていますので、それらと合わせていけば、事業費として捉えておくべき額というのは、一番最初に出た13 億円余りが基本ではないのかなというふうに思っています。たまたま素屋根等々が安く上がりましたけれど、柱など樹種が 10 種目ぐらい使ってあるというようなお話ですので、同じような太さのものを探したら１本何百万円とするかもしれない。これから、木のほうにかかってきますと、かなり金額も乗せてくるであろうとすると、当初の予定どおりぐらいの金額になってしまうのではないのかなということを私は思っております。

そういう意味では、ふるさと納税に対してお金を使わせていただく目的をきちんと指定した方のものは、そこしか使えないわけですので、そこに支出をしたいというふうに今回御提案を申し上げたということであります。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

３番　奥村悟君。

３番（奥村　悟君）

町長の言うことはよく分かりましたが、当然、支出するということは私も了解できるわけですが、ただ、先ほど副町長が制度設計をするという話が出たわけですが、制度設計をされてからでも遅くはないと思うんです。今回の補正じゃなくて、年度変わっての臨時議会か何かで補正を出していただいても結構なんですが、制度設計が先にありきかなあというふうに思うんですが、その点、どうでしょうか。

議長（高山由行君）

副町長　寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

制度設計だとかなり時間がかかるような雰囲気でおられますけれども、さほど時間はかかりません。担当のほうには急がせますので、ですので、先ほどの答弁で、同時進行ですがよろしく御理解していただきたいということですので、お願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12 番　谷口鈴男君。

１２番（谷口鈴男君）

今までの質疑を通して、執行部側の考えも非常によく分かります。しかし、補助金の認定と、それから制度設計、同時進行というのは本来あり得ない。その辺がまだ私としては十分理解できない。したがって、今回、修正動議を出したいと思います。

議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について、修正案を提出することの動議を求めます。

議長（高山由行君）

ただいま 12 番　谷口鈴男君から、議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について、修正動議が提出されました。動議については、会議規則第 16 条の規定により、１名以上の賛成者が必要でありますが、賛成者はおりますか。

〔賛成者挙手〕

この動議は、所定の賛成者がありましたので成立しました。

12 番　谷口鈴男君は、この後、暫時休憩をしますので、議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）についての修正案を議長、私宛てに提出していただきますようよろしくお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は２時 10 分とします。

午後１時 55 分　休憩

午後２時 10 分　再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

ただいまの休憩中に 12 番　谷口鈴男君から、議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正

予算（第９号）に対する修正動議の修正案が私、議長宛てに提出がありました。

提出者の説明を求めます。

12 番　谷口鈴男君。

１２番（谷口鈴男君）

先ほど修正動議を出させていただきました。

地方自治法第 115 条の３及び御嵩町会議規則第 17 条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出しますということで、修正案でございますが、お手元に行ったかと思いますが、基本的には、補正予算書の 28 ページの文化財維持費に計上されております 2,281 万 7,000 円の重要文化財願興寺修理補助金、これを削除するということで、収入と支出、両方の明細をそこに添付してありますので、見ていただければ分かるかと思います。

特に、ふるさと応援基金を崩して、いわゆる補助金の基金造成がなされておりますけれども、これをまた基金に戻すということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

これより 12 番　谷口鈴男君に対して、修正案について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

８番　山田儀雄君。

８番（山田儀雄君）

ただいま、谷口議員のほうから修正案が提出されたわけでありますけれども、まさに願興寺補助金 2,281 万 7,000 円を今回修正するということでありますけれども、実は、指定寄附ということもありまして、今後、執行部からのほうの要綱等をきちっとされた中で、６月になるか、９月になるか分かりませんけれども、提出されたときには、何とか前向きな方向でやっていただきたいなと、こんなふうに思います。

議長（高山由行君）

答えが必要ですか。

８番（山田儀雄君）

できればいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

12 番　谷口鈴男君。

１２番（谷口鈴男君）

ただいま、山田議員のほうから質疑をいただきました。これは、先ほど執行部との質疑の中

でも明確にしておりますけれども、きちっとした制度設計の下に対応していただければ、この特定財源であるふるさと応援基金からの資金援助はやぶさかではないと。ですから、基本的にはやはり受皿をきちっとした中で対応していただければ、私どもは積極的に協力をしていくことについて、全くやぶさかではありませんので、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）に対する修正動議を採決します。

この修正案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）に対する修正動議は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、そのほかの部分について採決を採ります。

議案第 14 号　令和２年度御嵩町一般会計補正予算（第９号）について、修正議決した部分を除く、そのほかの部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 14 号は、修正議決した部分を除く、そのほかの部分について、原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 15 号　令和２年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第 15 号　令和２年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 16 号　令和２年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 16 号　令和２年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 17 号　令和２年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 17 号　令和２年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第３号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 21 号　権利の放棄及び和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 21 号　権利の放棄及び和解について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第23号　工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号　工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第24号　工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号　工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

請願の委員会付託

議長（高山由行君）

日程第７、請願の委員会付託を行います。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付しました請願つづりのとおりです。

請願第１号　日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長　中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、請願つづりをお願いいたします。

先に２ページ目になりますが、請願訂正の届出が出ておりますので、訂正をしたものを朗読させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは朗読いたします。

2021年２月９日、御嵩町議会議長　高山由行様。

日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書。

請願者、みたけ平和のつどい実行委員会代表　林八重子。住所、御嵩町中2328－３。

紹介議員、岡本隆子、安藤雅子。

請願の趣旨。

2017 年７月の国連での「核兵器禁止条約」の採択以来、ローマ法王の「戦争目的の原子力使用は犯罪以外の何物でもない」というメッセージや、ＩＣＡＮ（核兵器廃絶国際キャンペーン）のノーベル平和賞受賞、そして何よりも、命をかけて「被爆体験は私たちを最後に」と訴えるヒバクシャの声が世界中を動かし、国連創立デーの10月24日、「核兵器禁止条約」が条約批准 50 か国を超え、2021 年１月 22 日に発効されました。この条約によって、歴史上初めて、「核兵器は違法」とする国際法になりました。

残念ながら日本政府は、核を保有するアメリカの政権に協力し、条約締結の国連会議にも出席せず、今回の菅政権も条約批准に後ろ向きの姿勢を取っています。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先してこの条約の批准に取り組むべきではないでしょうか。全国平和首長会議も、条約採択の後すぐ、「核兵器禁止条約の

早期発効を求める特別決議」を提出されています。今回の条約発効を受けて国に意見書を提出する市町村県議会も増え、全国では 531 自治体が意見書を提出しています（2021 年２月２日現在）。

非核平和都市宣言をしている御嵩町議会として、「核の傘」に固執し、核保有国を意識した態度を取る国に対して、一刻も早く、「核兵器禁止条約」へ国の参加を求める働きかけをお願いいたします。

請願項目。

日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書を提出されるよう請願します。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、請願第１号について、紹介議員より説明を求めます。

11 番　岡本隆子さん。

１１番（岡本隆子君）

それでは説明をさせていただきます。

みたけ平和のつどい実行委員会では、昨年の３月定例会にも同じ内容の請願を議会に提出され、結果は否決となっています。

今回も同じ請願項目で議会に請願が提出されたわけですが、その背景には、昨年、国連創立デーの 10 月 24 日に核兵器禁止条約が条約批准 50 か国を超え、2021 年１月 22 日に発効したという社会情勢の変化があります。核兵器は最大級の非人道兵器であり、世界に１万 3,000 発以上あると言われていますが、包括的に禁止する条約がなかったので、条約発効には大きな意味があります。

発効は、幾つかの新聞の社説などでも大きく報道されていました。ある新聞では「核を持つことで戦争が避けられるという抑止効果を信じている人も少なくないだろう。即座に廃絶できないにしても、核の危険な均衡に我々の未来を託し続けていいのだろうか」とあります。別の新聞の社説では「核の傘の下に日本が置かれているとしても、この現実をどうすれば変えられるのか。能動的に計画し、行動すべきだ」とあります。そして「原爆を体験した世代が去るときが近づく。核兵器禁止条約は 75 年の願いを経て次世代に託された大きな遺産だ。歩みを進めるのは、ほかでもなく、これからを生きる世代なのだ」と結んでいます。

そうなのです。私たちは行動するときではないでしょうか。新聞報道の中で、若者の動きにも私は目が留まりました。「核禁条約に向き合う大学生。なぜ日本は不参加か、ネット配信で問う」という見出しで、大学生たちが面会などで国会議員の見解を問い、ウェブサイトで公開しているとの記事です。１月末現在、条約に賛同を表明するのは全国会議員の 23%、167 人、

政党別では、与党の自民党が２％、９人で、大半が未回答である。公明党は 14%、８人、野党の立憲民主党は 68%、101 人、共産党、社民党、れいわ新選組は全議員が賛成するとのことです。国会で党派を超えてもっと議論してもらうためにも、地方から市井の人々の声を届けるのが私たち地方議員の役割ではないでしょうか。

みたけ平和のつどいでは、御嵩町議会が県下で初めて非核平和都市宣言を決議した翌年から、自分たちでも平和への行動をしようと、これまでに 32 回の長きにわたって活動を続けてこられ、延べ数千人の町内外の人々が参加をしています。議員の皆様の中にも、その尊い活動を理解され、参加され、そして被爆者署名等にも署名されている方もいらっしゃることと思います。

昨年、同趣旨の請願が総務建設産業常任委員会に付託をされ、その委員会の議事録を改めて読み返してみました。請願は不採択ではありましたが、どの委員におかれましても、核のない平和への思いは強いものと思います。核の傘の下であっても、条約を批准、署名することは可能だという議論も出てきているのが現状であります。平和活動を続けている市井の人々の声を国に届けるという視点にも着眼して、総務建設産業常任委員会において、ぜひ議論をしていただけたらありがたいと思います。

アメリカ、イェール大の政治学部のスティーブン・ハーツォグ氏らが、昨年 12 月、長崎大学の国際学術誌「平和と核軍縮」で発表した核兵器禁止条約に関する日本国民世論調査によると、回答者 1,333 人のうちの 75%が日本政府は条約を批准すべきだと賛同したとあります。ハーツォグ氏は「日本国民の条約賛同の世論は固い。政権が条約に背を向け続けると、橋渡し役としての日本のあるべき役割に影を落とす。日本の指導者らは条約から逃げ隠れできなくなり、世論をなだめるためにも第１回締約国会議の参加を検討するかもしれないと分析する」との見方もあります。

市井の人々の声を国に届け、国会での議論をもっと活発に行っていただくためにも、請願の採択をお願いして、紹介議員としての説明といたします。どうもありがとうございました。

議長（高山由行君）

ただいま議題としています請願第１号につきましては、２月 12 日の議会運営委員会において総務建設産業常任委員会にその審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第１号は、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は３月 10 日午前９時より開会しますので、よろしくお願いします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後２時 33 分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議会議長　　高　山　由　行

署名議員　　伏　屋　光　幸

署名議員　　安　藤　雅　子